

嬉野市総合計画後期基本計画

～ 歓声が聞こえる嬉野市 ～



嬉野市総合計画後期基本計画の 策定にあたり



平成 18 年 1 月 1 日に合併して新しく誕生した嬉野市は、「歓声が聞こえる嬉野市」を将来像として、総合計画を平成 20 年度から 29 年度までの 10 年間と計画期間を定め、基本構想のまちづくりの基本方向である 4 本の柱に基づいて、まちづくりの施策を進めてまいりました。

しかし、計画策定後、九州新幹線西九州ルートにおける嬉野温泉駅（仮称）の設置決定後の事業推進、さらには東日本大震災の発生や経済のグローバル化等、本市を取り巻く情勢が大きく変化してきました。

こうした状況を踏まえ、嬉野市総合計画の基本構想については現状を維持しつつも、基本計画については見直しを図り、今回「嬉野市総合計画後期基本計画」を策定しました。

最後に、この計画の策定にあたりまして、市民アンケート調査において、貴重なご意見やご提言をいただきました皆様や熱心にご審議を重ねていただきました嬉野市総合計画審議会委員の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

平成 26 年 3 月

嬉野市長 谷口 太一郎





嬉野市総合計画後期基本計画

～ 歓声が聞こえる嬉野市 ～

嬉野市総合計画後期基本計画の策定にあたり

嬉野市長 谷口 太一郎

第1部 総論 1

第1章 計画策定の趣旨と計画の期間 3

1. 計画策定の趣旨 3
2. 計画の役割と期間 4

第2章 計画策定において踏まえるべき新たな視点 6

1. 市民ニーズの動向 7
2. 本市の人口推移と将来人口の見通し 12
3. 新たな時代潮流 14

第3章 まちづくりの方針と施策の体系 16

1. まちづくりの方針 16
2. 嬉野市総合計画後期基本計画施策の体系 19

第2部 基本計画 21

第1章 生涯を通じて健康でいきいきと暮らせる福祉のまち 23

1. 地域福祉 24
2. 子育て支援 26
3. 高齢者福祉 28
4. 障がい者福祉 30
5. 社会保障 32
6. 健康増進 34
7. 医療 36
8. 保険 37
9. 年金 38
10. 消費者保護 39

第2章 自然と共生する安全で快適なまち 41

1. 自然との共生 42
2. 景観 44
3. 公園・緑地 46
4. 河川 47
5. 都市計画 48
6. 土地利用 50
7. 居住環境・住宅 52
8. 上水道 54
9. 下水道 56

10.	道路・交通	58
11.	消防・防災	60
12.	防犯・交通安全	62
13.	生活環境	64
14.	廃棄物処理	66
15.	情報通信	68

第3章 もてなしの心で結ぶ交流のまち 71

1.	観光・交流の活性化	72
2.	ひとにやさしいまちづくり	74
3.	地域内外との交流	76
4.	広域交通ネットワーク	78

第4章 豊かな自然、伝統、文化を守り、人を育てるまち 79

1.	幼児・学校教育	80
2.	生涯学習	82
3.	スポーツ	84
4.	青少年	86
5.	歴史・文化財	88
6.	文化・芸術・芸能	90

第5章 地の利を生かし地域の力を発揮する活力のまち 91

1.	農業・水産業	92
2.	林業	96
3.	工業	98
4.	商業	99
5.	雇用の創出・起業支援	100

第6章 だれもが参画できる協働と自立のまち 103

1.	人権	104
2.	男女共同参画	106
3.	住民自治の育成	108
4.	行政への住民参画	110
5.	行政計画	112
6.	財政計画	114

第3部 資料編 117

1.	嬉野市総合計画後期基本計画策定経過	119
2.	嬉野市総合計画後期基本計画諮問・答申	120
3.	嬉野市総合計画審議会委員名簿	121

嬉野市総合計画後期基本計画

【第1部】 総 論



百年桜

第1章 計画策定の趣旨と計画の期間

1. 計画策定の趣旨

本市は、「市民の力」を土台に、新時代を力強く歩み、輝くまちの実現を目指して、計画期間を10年間（平成20年度から平成29年度）とする嬉野市総合計画を策定し、これまで市民と一体となってまちづくりに取り組んできました。

しかし、計画策定後、東日本大震災や集中豪雨による災害の経験等に伴う安全・安心、環境・エネルギー、コミュニティ等に関する問題意識の高まり、**TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）**¹参加議論や経済のグローバル化の進行等に対応する地域産業のあり方の再構築、さらには九州新幹線西九州ルートにおける嬉野温泉駅（仮称）の設置の決定後の事業推進など、本市を取り巻く情勢は大きく変化してきています。

さらに、市内においては、少子高齢化や人口減少が予想以上に進んでいるほか、市民ニーズの動向も近年変化してきています。

こうした状況を踏まえ、嬉野市総合計画の基本構想については現状を維持しつつも、基本計画については見直しを図り、各行政分野の目標や取り組み内容を再構築しながら、戦略的かつ機能的に運用できる新しいまちづくり計画として位置付けた、計画期間を5年間（平成25年度から平成29年度）とする「嬉野市総合計画後期基本計画」を策定します。

¹ TPPとは、太平洋周辺の国々の間でヒト、モノ、サービス、カネの移動をほぼ完全に自由にしようという国際協定。TPPに加わると、海外への製品輸出が増えることで国内総生産を大きく引き上げる効果が見込まれる一方で、安価な農産物の流入で国内農業関係分野に大きな打撃が出ることが懸念されている。

2. 計画の役割と期間

(1) 計画の役割

「嬉野市総合計画後期基本計画」は、今後の嬉野市のまちづくりの基本方向を示すもので、次のような性格と役割を持っています。

■役割1 参画・協働のまちづくりを進めるための共通目標

今後のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、市民一人ひとりが主体的に参画・協働する、まちづくりの共通目標となるものです。

■役割2 地域経営を進めるための行財政運営の指針

地方分権時代にふさわしい地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための、行財政運営の総合指針となるものです。

■役割3 広域行政に対する連携の基礎

国や佐賀県、広域行政圏等の広域的な行政に対して、本計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となるものです。

(2) 構成と期間

本計画は、「嬉野市総合計画後期基本計画」と「実施計画」で構成されています。それぞれの内容構成と期間は以下のとおりです。

嬉野市総合計画後期基本計画

「嬉野市総合計画後期基本計画」は、今後推進する主要施策や具体的な数値による成果指標等を示したものであり、それぞれの施策項目ごとに現状と課題、基本方針、主要施策、目標指標で構成されています。

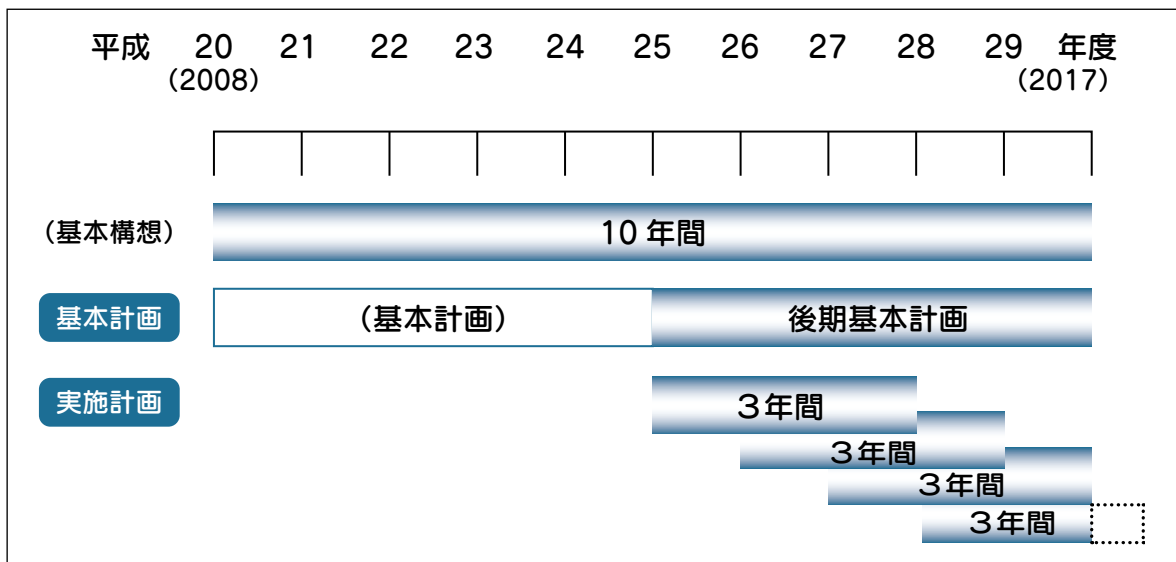
計画期間は、平成 25 年度から平成 29 年度までの5年間とします。

実施計画

「実施計画」は、嬉野市総合計画後期基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業等を定めたものであり、別途策定するものとします。

計画期間は、3年間とし、**ローリング方式**²により毎年度見直しを行います。

嬉野市総合計画の構成と計画期間



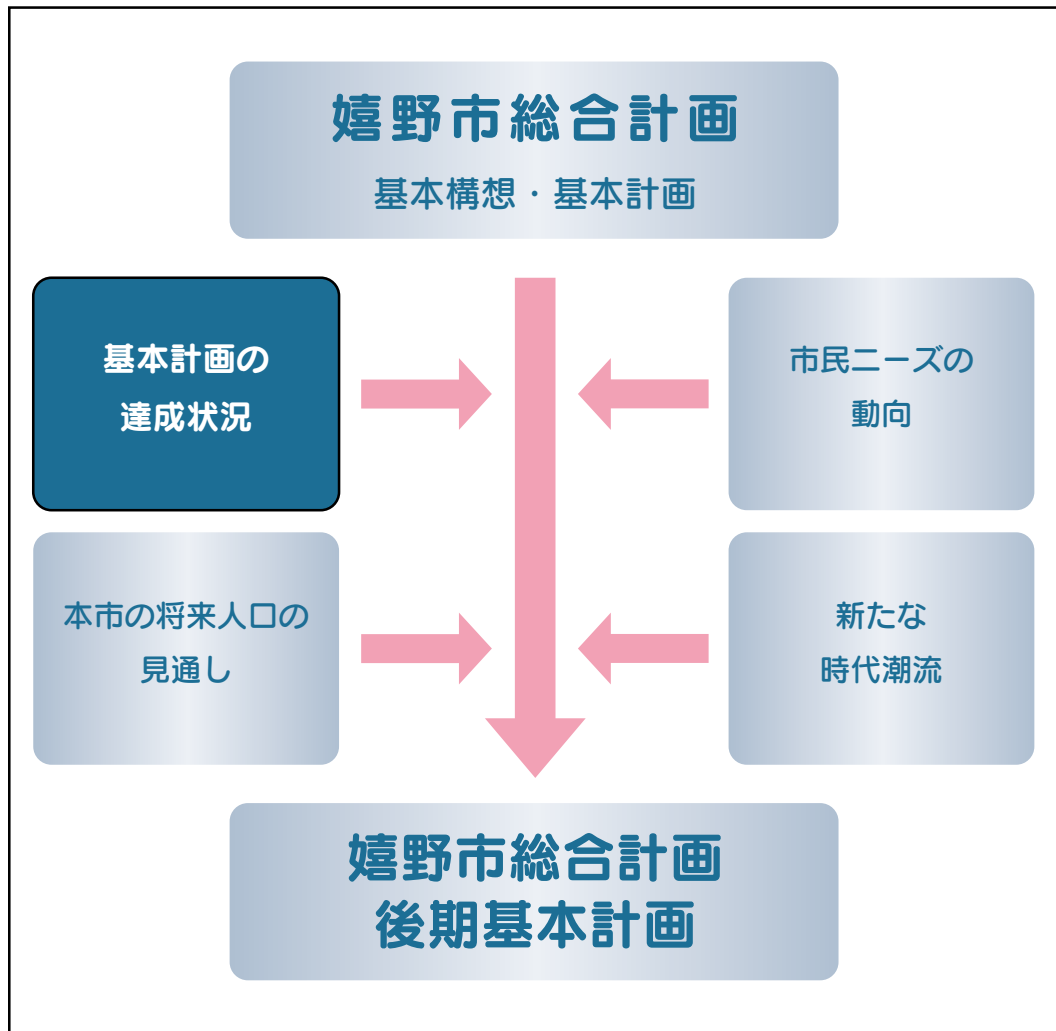
² ローリング方式とは、計画の実行→分析・評価→計画の修正・実行というサイクル（循環）を繰り返していくことで、現実と計画のズレを埋めるために、施策・事業の見直しや部分的な修正を毎年転がすように定期的に行っていく手法。

第2章 計画策定において踏まえるべき 新たな視点

本計画の策定にあたっては、嬉野市総合計画基本構想と、基本計画の達成状況を踏まえつつ、直近の市民ニーズの動向や市の将来人口の見通し、時代潮流等を十分に踏まえ、新たな視点を取り入れていく必要があります。

そこで、本計画策定にあたって踏まえるべき、要素・背景と検討ステップをまとめると、以下のとおりです。

「嬉野市総合計画後期基本計画」策定にあたっての検討ステップ



1. 市民ニーズの動向

本計画の策定にあたって、市民アンケート調査（平成 25 年 9 月に 18 歳以上の市民 2,000 人を無作為抽出し、郵送方法によって実施。有効回収数 789、有効回収率 39.5%）を実施しました。その結果の概要は次のとおりです。

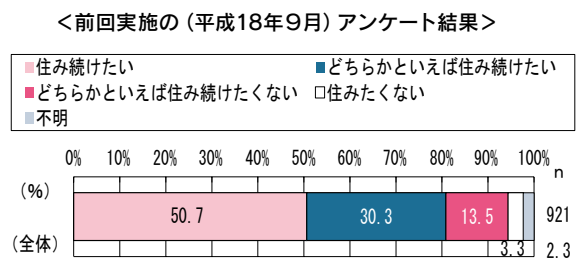
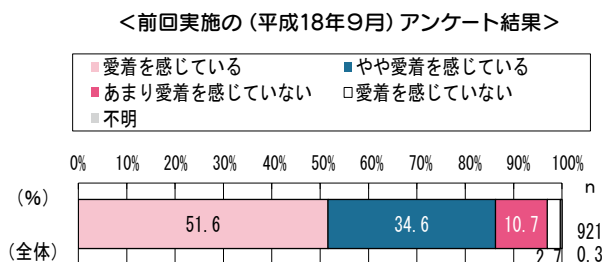
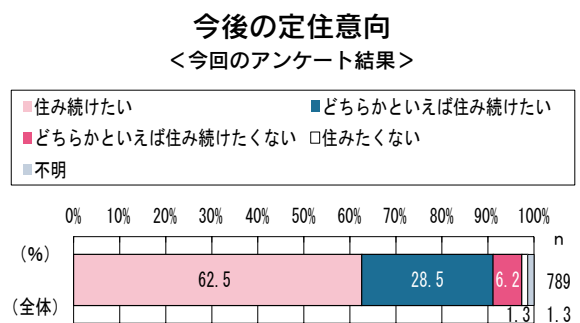
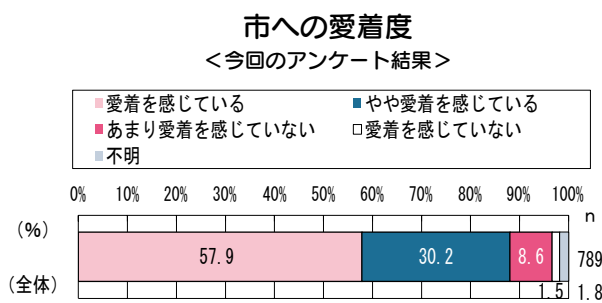
(1) 市への愛着度と今後の定住意向

市に“愛着を感じている”という人が 88.1%、“住み続けたい”という人が 91.0%にのぼり、市民の愛着意識・定住意向は強い。

市への愛着度については、「愛着を感じている」と「どちらかといえば感じている」を合わせた“愛着を感じている”という人が 88.1%にのぼり、また、今後の定住意向については、「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」を合わせた“住み続けたい”という人が 91.0%にのぼっており、市民のまちへの愛着意識・定住意向はかなり強いといえます。

このうち、定住意向については前回のアンケート調査（平成 18 年 9 月に実施）でも同じ設問をしていますが、“住み続けたい”比率が前回は 81.0%でしたが今回は前回に比べて 10 ポイントも高くなっています。

今後のまちづくりにおいても、これらの愛着度や定住意向を一層高めていく視点に立ち、各種施策を推進していくこととします。



(2) 分野別にみた現状満足度と今後の重要度評価

市の現状として満足度が最も高い分野項目は「消防・救急体制」。次いで「保健サービス提供体制」、「ごみ処理・リサイクル等の状況」の順。

満足度が最も低いのは「商業振興の状況」。次いで「工業振興・企業誘致の状況」、「雇用の創出・起業支援の状況」の順。

一方、今後のまちづくりにあたっての重要度評価が最も高い分野項目は「消防・救急体制」。次いで「医療体制」、「ごみ処理・リサイクル等の状況」の順。このほか、保健サービス、防災体制、防犯体制などが上位を占める。

本市の各環境の現状に対する満足度を把握するため、6分野 48 項目を設定し、項目ごとに「満足している」、「どちらかといえば満足している」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば不満である」、「不満である」の5段階で評価してもらい、評価点を算出しました。

その結果、満足度が最も高い項目は「消防・救急体制」で、次いで「保健サービス提供体制」、「ごみ処理・リサイクル等の状況」、「し尿処理の状況」、「医療体制」などの順となっています。

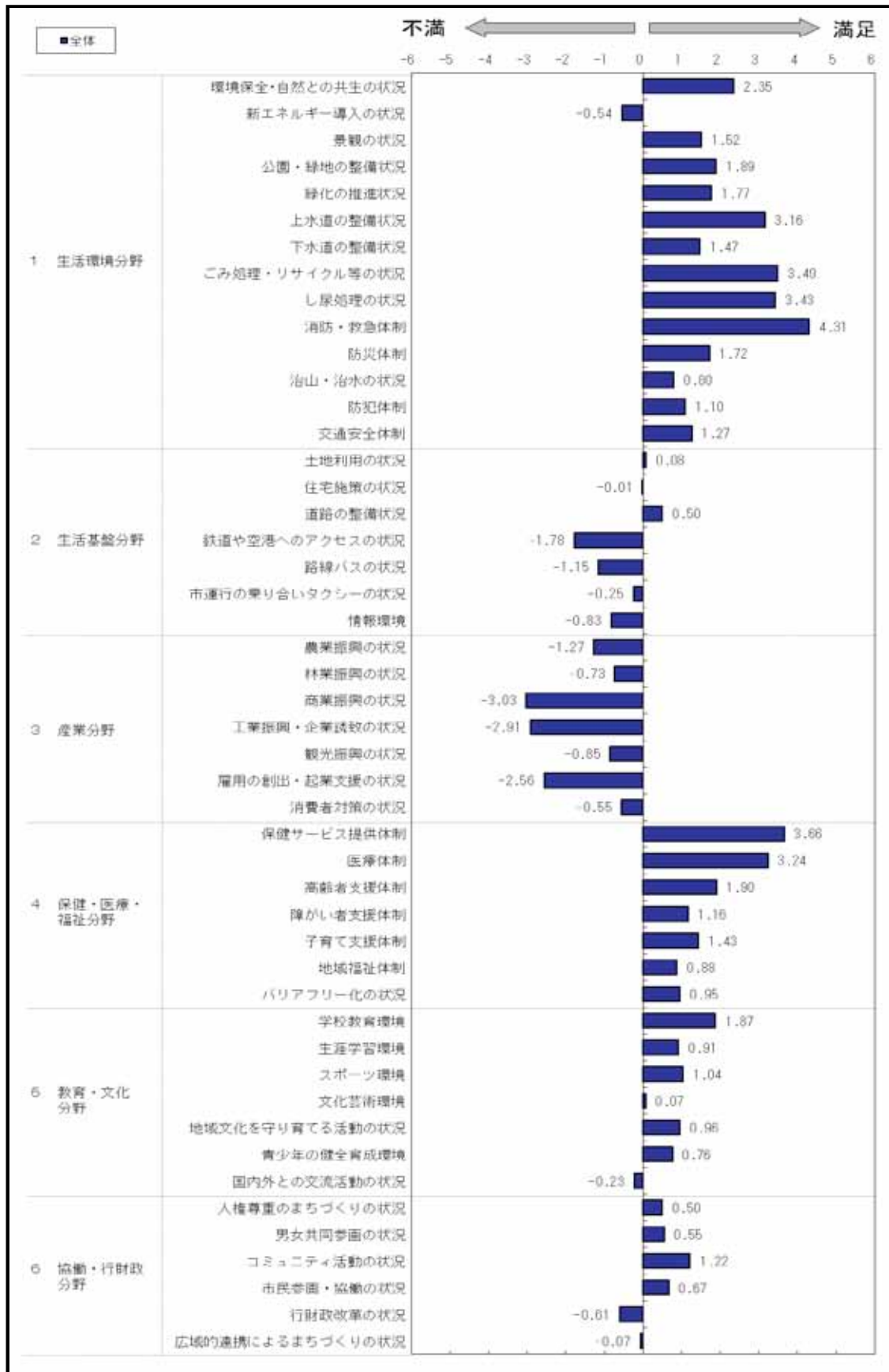
一方、満足度が最も低い項目は「商業振興の状況」で、次いで「工業振興・企業誘致の状況」、「雇用の創出・起業支援の状況」、「鉄道や空港へのアクセスの状況」などの順となっています。

次に、同じ 48 項目について、今後どの程度重視していくべきかについて同様にたずねました。

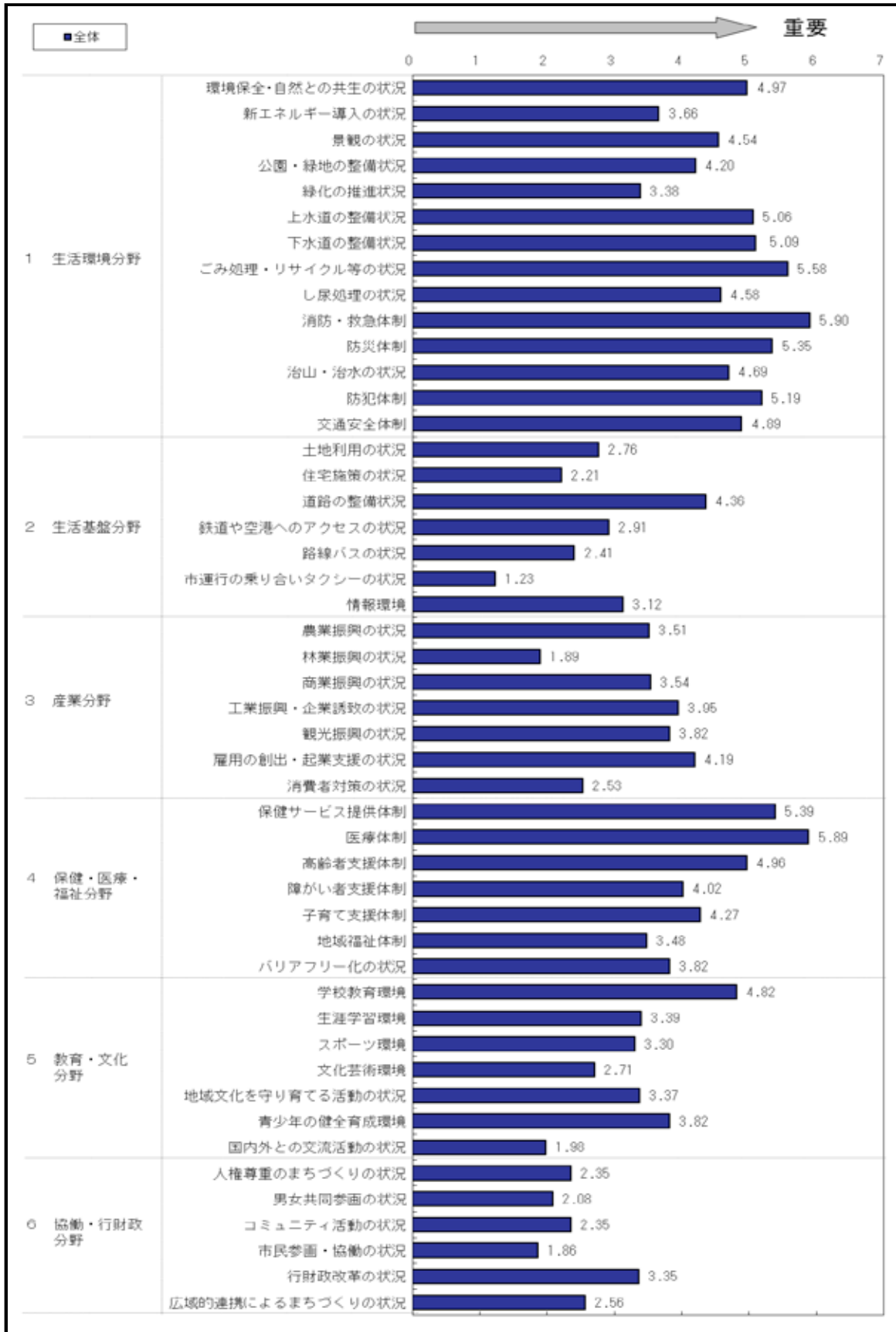
その結果、今後の視点でみて重要度が最も高い項目は「消防・救急体制」で、次いで「医療体制」、「ごみ処理・リサイクル等の状況」、「保健サービス提供体制」、「防災体制」、「防犯体制」などの順となっています。このほか上位には、上下水道の整備や環境保全・自然との共生、高齢者支援などの安全対策、社会保障や高齢者支援などの福祉対策が続く結果となっています。

今後のまちづくりにあたっては、これらの現状満足度や今後の重要度意向等を総合的に勘案しながら、各種施策を推進していくこととします。

まちの現状についての満足度



今後のまちづくりにあたっての重要度評価



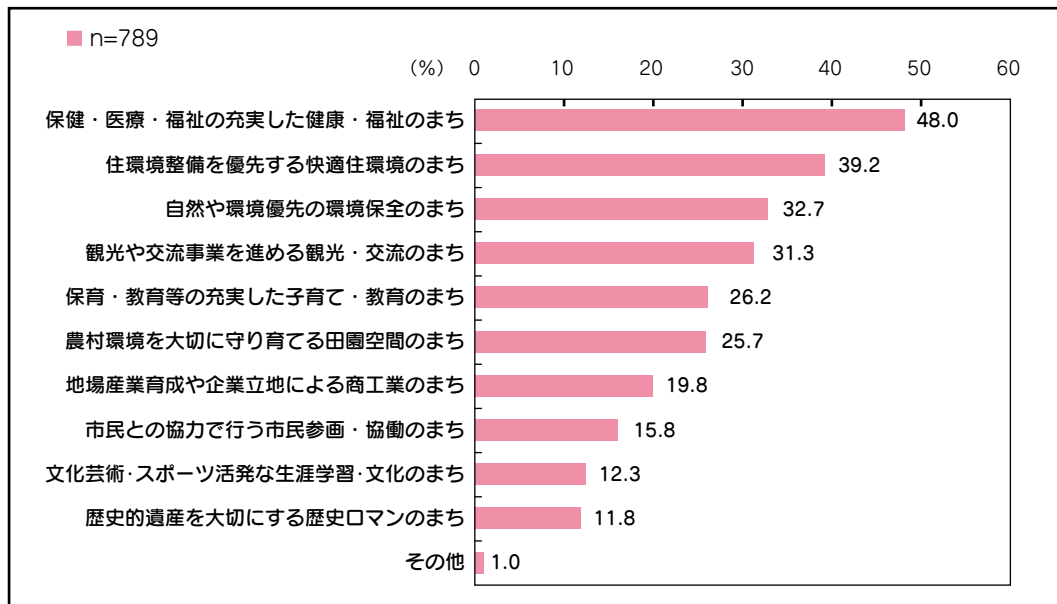
(3) 今後のまちづくりの重点方向

これからのまちづくりの重点は「健康・福祉のまち」が第1位。次いで、「快適住環境のまち」、「環境保全のまち」、「観光・交流のまち」、「子育て・教育のまち」の順。

今後のまちづくりにあたっての重点方向についてたずねたところ、少子高齢化に対応した“保健・医療・福祉の充実”を中心に、生活者のまちとして快適で安全・安心な“居住環境の整備”、さらには自然や環境優先の“環境保全のまち”や“観光・交流のまち”を重視したまちづくりに市民の支持が集まっていることがうかがえます。次いで“子育て・教育のまち”、“田園空間のまち”などが続いています。

今後のまちづくりにおいては、こうした市民ニーズを十分に踏まえ、重点化を図りながら、各種施策を推進していくこととします。

今後のまちづくりの重点について（全体／複数回答）



2. 本市の人口推移と将来人口の見通し

(1) 人口と世帯数の推移

本市の人口は年々減少しており、平成22年国勢調査人口では3万人を割って28,984人となっています。この間、一世帯当たり人数が一貫して減少していることから世帯数は平成17年まで微増を続けていましたが、平成22年国勢調査では人口減少率が大きくなって、ついに世帯数も減少に転じました。

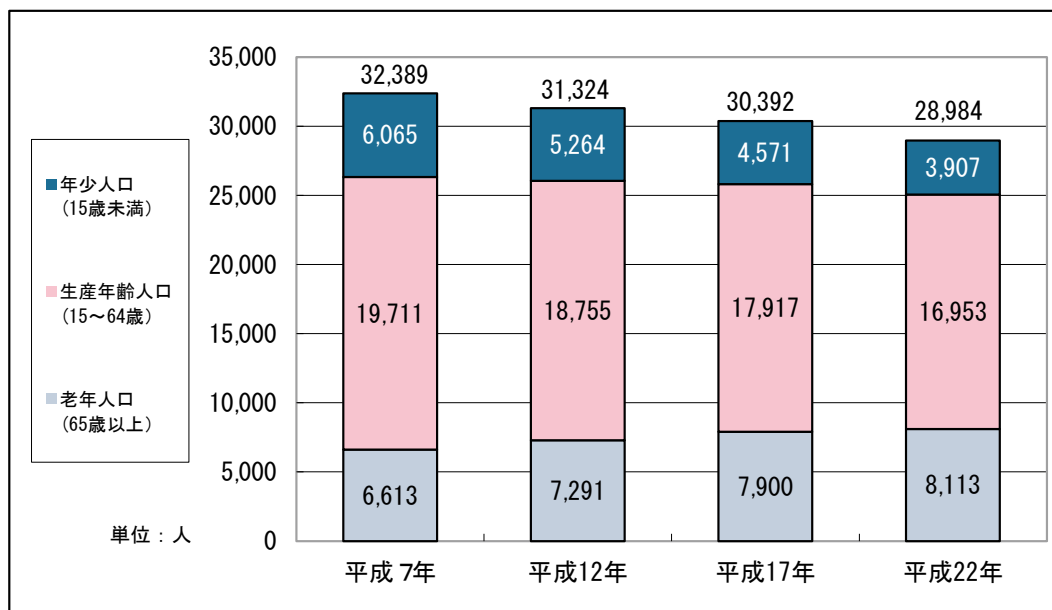
年齢3区分別人口の推移では、年少人口(15歳未満)と生産年齢人口(15～64歳)は一貫して減少しているのに対し、老年人口(65歳以上)は増加を続けていることから、本市における少子高齢化の傾向は一層深刻化しています。

年齢3区分別人口の推移(国勢調査)

(単位：人、世帯、人/世帯、%)

項目	年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	年平均増減率		
						H7～H12	H12～H17	H17～H22
総人口		32,389	31,324	30,392	28,984	△ 0.66	△ 0.60	△ 0.93
年少人口 (15歳未満)		6,065 (18.7%)	5,264 (16.8%)	4,571 (15.0%)	3,907 (13.5%)	△ 2.64	△ 2.63	△ 2.91
生産年齢人口 (15～64歳)		19,711 (60.9%)	18,755 (59.9%)	17,917 (59.0%)	16,953 (58.5%)	△ 0.97	△ 0.89	△ 1.08
老年人口 (65歳以上)		6,613 (20.4%)	7,291 (23.3%)	7,900 (26.0%)	8,113 (28.0%)	2.05	1.67	0.54
世帯数		9,233	9,308	9,372	9,314	0.16	0.14	△ 0.12
一世帯当たり人数		3.51	3.37	3.24	3.11	-	-	-

注) 総人口には、平成12年に14人、平成17年に4人、平成22年に11人の年齢不詳を含む。



(2) 将来人口の見通し

本市の総人口、人口構成等の今後の推移は下表のとおり予測されます。総人口は年々減少し、計画目標年の平成29年には26,880人、さらにその5年後の平成34年には25,274人程度に減少することが見通されます。

この間、少子高齢化は一層進み、老年人口比率は平成29年には32.9%、平成34年には36.3%と人口の3分の1強を占めていく一方で、年少人口は年々減少していくことが予想されます。生産年齢人口も、今後とも一貫して減少していくことが予想されます。

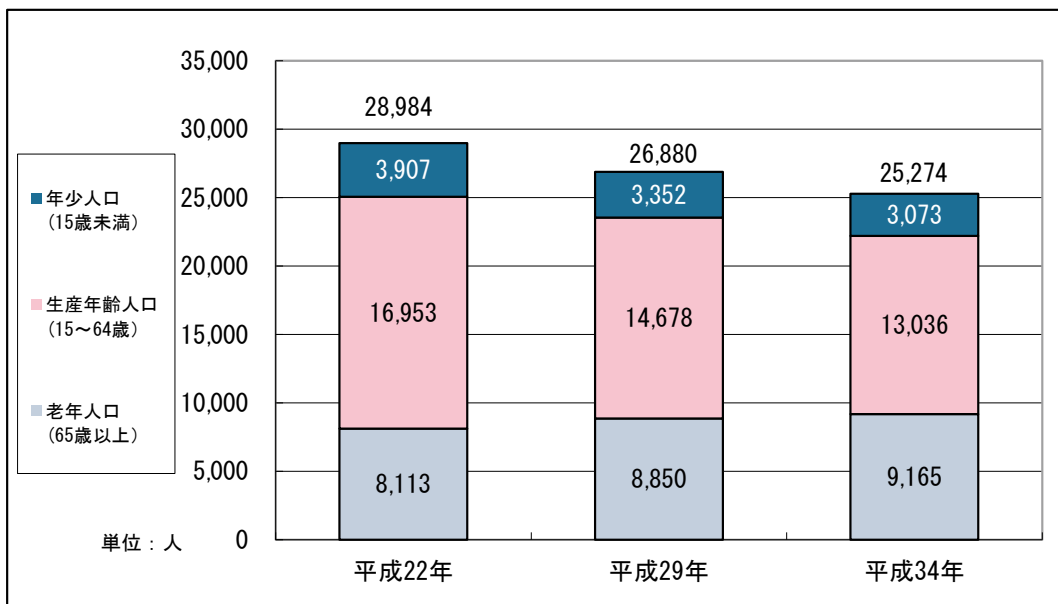
今後のまちづくりについては、このような人口構成の予測を踏まえながら各種施策を推進していくこととします。

年齢3区分別人口の予測結果

(単位：人、%)

項目	年	平成22年	平成29年	平成34年	年平均増減率	
					H22～H29	H29～H34
総人口		28,984	26,880	25,274	△ 1.04	△ 1.19
年少人口 (15歳未満)		3,907 (13.5%)	3,352 (12.5%)	3,073 (12.2%)	△ 2.03	△ 1.66
生産年齢人口 (15～64歳)		16,953 (58.5%)	14,678 (54.6%)	13,036 (51.6%)	△ 1.92	△ 2.24
老年人口 (65歳以上)		8,113 (28.0%)	8,850 (32.9%)	9,165 (36.3%)	1.30	0.71

注) 平成22年は実績値。総人口には11人の年齢不詳を含む。



3. 新たな時代潮流

基本構想・基本計画策定後およそ5年を経過した今日、本市を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しています。後期基本計画の策定と推進にあたって、踏まえるべき代表的な時代潮流は、以下のとおりです。

時代潮流1

地方産業・経済の低迷と TPP 参加問題

地方の産業・経済は、依然として厳しい局面に立たされています。特に、古くからわが国を支えてきた農業は TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）参加問題等から大きな岐路に立たされているとともに、既存商店街の衰退、事業所の規模縮小や撤退等の状況がみられ、地域全体の活力低下や、これに伴う雇用環境の悪化が大きな問題となっています。

国において観光立国を掲げ、国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成による観光産業の振興を図ることや農商工観光の連携一体化による **6次産業化**³ の推進等を国の重点施策として打ち出しています。

このため、今後のまちづくりにおいては、こうした時代の潮流を十分に踏まえながら、本市の基幹産業である観光や農業の振興をはじめ、地域産業の活性化を促す環境づくりの視点を一層取り入れていくこととします。

時代潮流2

東日本大震災の発生、安全・安心への意識の高まり

平成 23 年 3 月の東日本大震災や近年頻発する豪雨災害の発生等を背景に、地域の防災・減災体制や原子力施設の安全性等に関する人々の意識が急速に高まっています。

また、子どもを巻き込む凶悪犯罪の発生や悪質商法によるトラブルの増加、国境を越えた感染症や食の安全・安心に関する様々な問題の発生、さらには身近な医療・福祉体制への関心の高まりなどを背景に、安全・安心に暮らせる社会づくりが強く求められています。

このため、本市においても今後のまちづくりにあたっては、消防・防災体制や生活安全体制の一層の強化をはじめ、あらゆる分野で安全・安心の視点を一層取り入れていくこととします。

³ 6次産業化とは、1次産業の農業と2次産業の加工・製造、3次産業の商業・観光サービス等の地域の各産業・企業が連携して経営の多角化・付加価値化に取り組み収益率を高め、地域の活性化や雇用創出につなげる方策のこと。

時代潮流3

少子高齢化・人口減少の急速な進行

わが国全体で人口減少と少子高齢化の進行が止まりません。中でも団塊の世代（第二次大戦後のベビーブーム世代）が高齢期に入る平成27年度には、国民の約27%が65歳以上の高齢者という、極めて高齢化の進んだ社会の到来が予想されていますが、本市においては、全国平均を大きく上回って、計画目標年の平成29年度の高齢化率は32.9%になると予測されています。

このため、今後のまちづくりにおいては、福祉体制や子育て支援体制の充実のもとより、地域コミュニティなどあらゆる分野において、少子高齢化の進行に即した環境づくりの視点を一層取り入れていくこととします。

時代潮流4

情報化・国際化の進展

インターネットの普及により、いつでも、どこでもネットワークに簡単につながり、様々な情報を瞬時に受発信できる環境が実現しています。また、こうした情報化や交通網の発達等を背景に、人・物・情報の地球規模での交流がさらに活発化し、産業・経済分野はもとより、人々の身近な日常生活にまで国際化が進んでいます。

このため、今後のまちづくりにおいては、情報化や国際化を地域の社会基盤としてとらえ、積極的に推進していく視点を一層取り入れていくこととします。

時代潮流5

地方分権の進展、「新しい公共」の時代の到来

わが国では、国と地方との関係や役割分担を抜本的に見直し、地域のことは地域が決める地方分権への転換が進められています。これに伴い、今後、自治体には、住民との協働を基本に、自らの地域の未来を主体的に考え、責任を持って行動していく能力が一層強く求められます。

このため、今後のまちづくりにおいては、市民と行政との協働のまちづくり、市民団体や民間企業等の多様な主体が共に担う「新しい公共」⁴の取り組みを進めながら、自治体経営の効率化をさらに進め、自立力を向上させていく視点を一層取り入れていくこととします。

⁴「新しい公共」とは、これまでの公共サービスは行政が管理的に提供する立場、市民は供給される立場であったが、新しい公共では市民も行政と協働で公共サービスの提供者となること。

第3章 まちづくりの方針と施策の体系

1. まちづくりの方針

(1) まちづくりの将来像

「歓声が聞こえる嬉野市」

(2) まちづくりの基本目標

施策展開にあたっては次の4項目を基本目標として設定します。

基本目標 1

世代をこえて住み続けるまち

市民一人ひとりが尊重し合い、ボランティアの意識を持って互いに支えあい、すべての人にやさしく安心していきいきと暮らせるまちを目指します。

基本目標 2

個性輝く魅力あふれるまち

自然環境に配慮し、地域の特性と立地条件を生かした個性あるまちづくりを進めます。

基本目標 3

活力のある自治先進のまち

「ひとにやさしいまちづくり」をはじめとする先駆的なまちづくりや良好な景観づくりを推進するとともに、地域力を高めるための自治組織の育成を支援し、地域情報化の環境整備を推進します。

基本目標 4

みんなで創る自立のまち

市民協働によるまちづくりを目指し、それぞれの地域や団体が自立できる体制づくりを支援します。

(3) 土地利用の基本方針

嬉野市は佐賀県の南西部に位置し、山間部・盆地・平野で形成されています。市の中心部を塩田川が西から東へ横断し、沿岸地域の生活と産業を潤しています。盆地となる上流域の嬉野町は、周囲の丘陵地帯ではお茶栽培に利用され、川沿いは温泉を主とする観光産業、その周辺は住宅や水田として利用されています。また、下流域の塩田町は水稻をはじめとした農業用地として利用され、自然と環境に配慮した土地利用が図られています。

土地は市民生活と生産基盤としての貴重な資源であるとともに、災害防止や動植物の生態系にも共通する資源といえます。このため、自然保護や環境保全に考慮しながら、人と自然が共生できる有効的な土地利用を図る必要があります。

これからの土地利用は、少子高齢化を伴いながらの人口減少、新幹線駅の整備等を生かした経済活動の高度化や生活水準の向上、また価値観の多様化などに対応するため利用目的に応じた区分ごとの調整を図りながら進めていく必要があります。

このような考え方を踏まえるとともにまちづくりの将来像「歓声が聞こえる嬉野市」を実現するために、次に掲げる方針のもとに合理的かつ計画的な土地利用を進め、産業活動が調和した総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

①美しい自然環境、農業的土地利用の保全と有効活用

本市の美しい自然環境、棚田・茶園等の農業的土地利用と一体となった自然環境の維持・保全を図り、環境保全を前提に生産基盤として有効活用を図ります。

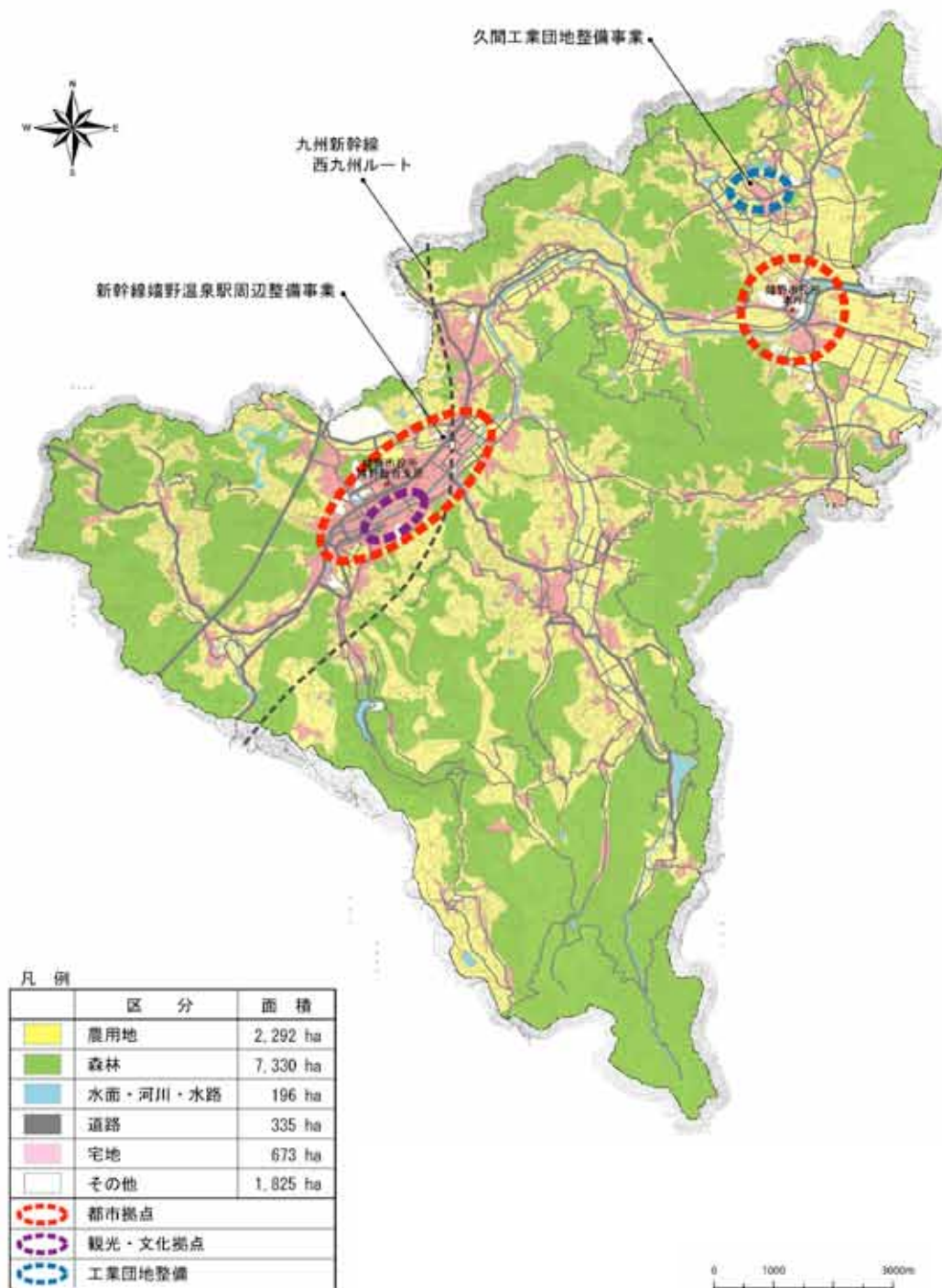
②貴重な歴史的資源・文化的環境の保全と景観形成

本市の貴重な歴史的資源・温泉街としての文化的環境の保全を図るとともに、歴史的・文化的環境と調和した一体的な景観形成を図ります。

③九州新幹線西九州ルート整備効果を活かした魅力ある市街地形成と保養型・滞在型・体験型の健康保養地形成

九州新幹線西九州ルート整備と新駅設置による波及効果を最大限に活かし、都市的サービスの機能集積、住宅地整備により魅力ある市街地形成を図るとともに、温泉を活かし、自然環境・歴史的資源を活用しながら、国際的な観光地として保養型・滞在型・体験型の健康保養地の形成を図ります。

土地利用構想図



2. 嬉野市総合計画後期基本計画施策の体系

まちづくりの方針を踏まえ「嬉野市総合計画後期基本計画」における施策の体系を次のとおり設定します。



嬉野市総合計画後期基本計画

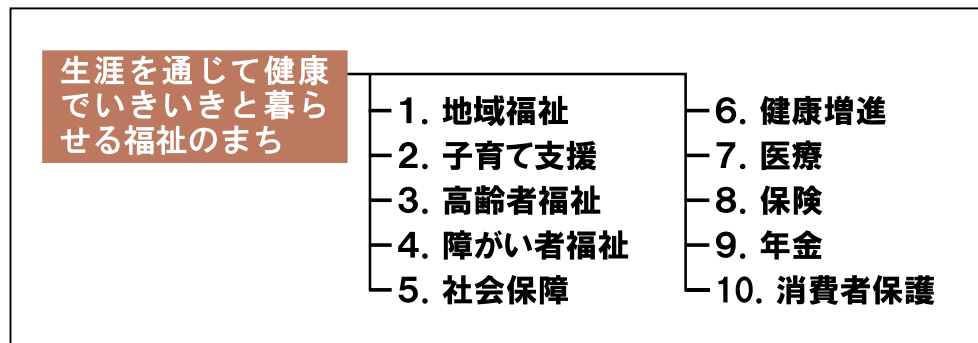
【第2部】基本計画



田園風景

第1章 生涯を通じて健康で いきいきと暮らせる福祉のまち

施策体系



戦略プロジェクト

「生涯を通じて健康でいきいきと暮らせる福祉のまち」の実現を目指して、戦略的役割を担い、新しいまちづくりを牽引していくべき施策を「戦略プロジェクト」と位置づけ、次のとおり重点的に取り組んでいきます。

戦略プロジェクト

① 支え合いで築く地域福祉プロジェクト

みんながお互いに支え合い安心して暮らすことができるように、高齢者世帯と地域コミュニティとの結びつきを深めながら、高齢者が元気に生活できる健康づくり等の多様な活動機会や交流する場所づくりの充実に努めます。

② 子育て家庭の定住・市内移住推進プロジェクト

保育サービスの充実や子どもの医療費助成など、子育てに関する負担の軽減や支援施策の継続的な実施に努め、子育て世代の市内定住と市外から市内への移住を促進します。

③ いきいき健康づくりプロジェクト

市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、その意識を家庭や地域に広げていくための適切な保健情報の提供を行うとともに、食生活改善推進員等の地域活動への支援や生涯スポーツ・市民総スポーツの推進を図ります。

1. 地域福祉 — 地域ぐるみで福祉活動を推進するまちに

現状と課題

生活様式の多様化、核家族化、少子高齢化などにより、人と人とのつながり、地域への帰属意識の低下などで、地域社会の脆弱化が進んでおり、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、ひとり親家庭をはじめ、私たちの身近な生活の中からも、様々な課題が見受けられるようになりました。

また、平成23年3月の東日本大震災では、あらためて地域コミュニティの必要性が再確認され、今後、地域福祉を進めていく上で、日常からのつながりや災害時における避難行動要支援者への支援体制の再構築も求められています。

地域福祉の推進にあたっては、子どもから高齢者、障がいの有無に関わらず、様々な人の誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせ、自分の意思でさまざまな社会活動に参加できるよう努めていく必要があります。

このため、地域住民や地域ボランティア、福祉サービス事業者等の福祉活動に関わる人たち、そして行政機関などが連携し、それぞれの役割や特性を活かしつつ、地域の中でお互いに助け合いながら、よりよい方策を見出していくネットワークの構築が重要な課題となっています。

基本方針

誰もが住み慣れた地域で、お互いのことに関心を持ち支え合いながら充実した暮らしを送れるように、交流の機会・活動の場の充実やそれに参加しやすい環境づくりを行うとともに、日常から地域で支え合える関係を基本にした、防犯体制や災害時・緊急時の支援といった安全・安心を支える体制の充実に取り組みます。

また、一人ひとりが真に豊かな暮らしを送るために、必要な時に適切な福祉サービスが提供できるよう、福祉サービスに関する情報提供や相談体制の充実、さらには質の充実、権利保護の充実や苦情解決といったサービスの質の向上に取り組みます。

このため、市民の福祉活動への意欲が高まり実のあるものへとつながるよう、福祉教育や人権教育を推進し、福祉意識の向上を図り、日常の生活のみならず災害時等の様々な場面における、地域のボランティア活動等を推進していきます。

主要施策

1 ふれあいとつながりの場所づくり

- 高齢者や障がいのある人、子ども、子育て家庭など、同じ環境にある人同士のふれあいや、若い世代を含めた世代間の交流・スポーツ交流などを促進していきます。
- 身近な地域の資源を有効に活用し、高齢者や子ども、障がいのある人など誰もが広く利用し、気軽に交流を深めることができる場をつくっていきます。

2 支え合いで築く安全・安心に暮らしていく体制づくり

- 地域において、子育て家族や高齢者、障がいのある人、引きこもりの人など、悩みや問題を抱えた人が孤立することを防ぐために民生委員・児童委員や各種相談員等の活動の充実・連携強化を図るとともに、地域全体での見守りネットワークを構築します。
- 地域の中で、日頃から障がいのある人や一人暮らし高齢者などの把握を行うとともに地域における自主防災組織の推進、防災訓練の実施など、住民が協力して地域の安全に取り組む環境づくりを進めます。

3 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

- 市民誰もが、福祉制度・サービス等についての情報を、必要なときにいつでも入手できるように、高齢者や障がい者などに配慮した情報提供の充実に努めるとともに、利用者のニーズに対応したサービスの提供やサービスの質の向上を図ります。
- 市報やホームページ・出前講座を通じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業（社会福祉協議会で実施）に関する周知を行うとともに、権利擁護のための相談支援体制、障がいのある人や乳幼児から高齢者までの虐待防止体制の充実に努めます。

4 誰もが地域福祉活動に参加できる環境づくり

- 道路や公共施設など地域の環境のバリアフリー化や心のバリアフリー化⁵、さらにユニバーサルデザイン⁶のまちづくりを推進します。
- 高齢者や障がいのある人などの交通弱者対策として、移動手段の充実に努めます。
- 市民がボランティアやCSO⁷やNPO等の活動に関心を持ち、参加できるよう、情報提供の充実や活動しやすいしくみづくりを進めます。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
福祉ボランティアグループ数	46 団体	60 団体
福祉ボランティア登録者数	5,595 人	6,000 人
「地域福祉体制」市民満足度	24.4%	30.0%
「バリアフリー化の状況」市民満足度	26.0%	30.0%
身近な地域で地域福祉活動に「参加している」市民の割合	32.4%	40.0%

⁵ バリアフリーとは、障がいのある人などが社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策。心のバリアフリーとは無知・無関心による偏見や差別観などを取り除くための施策。

⁶ ユニバーサルデザインとは、文化、言語、国籍の違い、老若男女といった差違、障がい、能力の如何を問わずに利用することができる施設、製品、情報等の設計(デザイン)をいう。

⁷ CSOとは、Civil Society Organization(市民社会組織)の略で、NPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会、町内会、婦人会、老人会、PTAなどの組織団体も含めた呼称。

2. 子育て支援 — 子どもたちの歓声と笑顔があふれる社会に

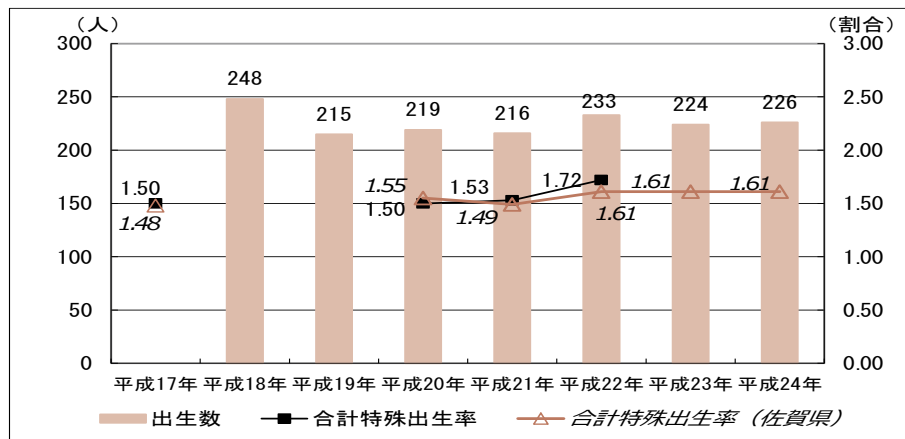
現状と課題

嬉野市も、各地の自治体と同じように少子化が進行し、子どもの数が減少傾向にあります。働く母親らの増加に伴い保育所への入所希望は、むしろ高まっています。現在、待機児童はいない状況ですが、保育に対する保護者の要望は多様化しています。そのため、今後も延長保育や一時保育、障がい児保育、放課後児童クラブ等保育サービスの充実を図る必要があります。また、老朽化が進んでいる保育所の計画的な新築・改築整備を支援する必要があります。

母子家庭と父子家庭は養育を一人で担っているため、生計を維持していくうえで様々な問題を抱えており、これらの家庭の児童の養育等を医療費助成や自立支援教育訓練給付金の支給等により経済的に支援する必要があります。

児童虐待は今や大きな社会問題となっています。対策としては、既に家庭相談員を配置するなど支援体制を整備していますが、今後も引き続き関係機関と連携を強化し、虐待の早期発見・早期対応に努めていく必要があります。

このため、新たに制度化された子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度からは5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画を策定し、点検・評価を行いながら計画を実行していくこととします。



※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの一人の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子ども数に相当します。

基本方針

子どもを持つ親が不安なく子育てと仕事を両立でき、子どもが健やかに伸び伸びと成長し、子どもたちの歓声と笑顔があふれる子ども子育て先進地・嬉野の実現を目指します。

このため、地域の実情に合わせた保育所運営や放課後児童対策の充実、ひとり親家庭への支援の充実に努めるとともに、児童虐待の早期発見・早期対応のための支援体制の整備を図ります。

主要施策

1 地域の実情に応じた保育の充実

- 地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を設定し、区域ごとに保育の量等を定め施設整備及び事業の実施を図ります。
- 老朽化が進んでいる保育所の計画的な新築、改築整備を支援します。

2 保育サービスの充実

- 子どもを育てながら働く家庭の保育需要に対応し、乳幼児や障がい児を受け入れ、保護者の要望に沿える保育サービスを提供します。

3 安心して子どもを預けられる環境の確保

- 仕事をしながら子育てをしている親が安心して働けるよう、また、子どもが保育施設等で安全に過ごせるよう、子育て環境の整備や内容の充実を図ります。
- 特に、利用児童数が増えている放課後児童クラブ室は、より広い施設へ移転するなど子どもの安全に配慮します。

4 ひとり親家庭に対する支援の推進

- 母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立や家事、子育ての援助など様々な問題が解消されるよう、医療費の助成や技能訓練費等の支給を行うとともに、母子自立支援員による就業相談等の支援を行います。
- 母子家庭に対しては、母子福祉資金の貸付相談や児童扶養手当の支給などの経済的支援により、生活の安定を図り自立を促進します。

5 子どもと家庭に対する支援の充実

- 地域子育て支援センターを充実し、相談や交流、情報提供により育児不安や引きこもりの子どもたちのいる家庭の不安・孤立化の緩和を図ります。
- ファミリーサポートセンターの充実を図るため、養成講座や研修により会員を増やし、サービス利用の促進に繋がります。
- 児童虐待の予防と早期発見、早期対応に努めるため、家庭相談員や要保護児童対策地域協議会の支援体制を強化し、子どもの安全を守ります。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
障がい児保育委託保育所	1箇所	3箇所
ファミリーサポート事業年間利用件数	148件	200件
「子育て支援体制」市民満足度	30.4%	35.0%

3. 高齢者福祉 — 健康で生きがいのある生活の実現を

現状と課題

嬉野市における高齢化率は28%であり、全国平均を上回り、急速に高齢化が進み本格的な超高齢社会を迎えています。今後のさらなる高齢化の進行に伴う認知症高齢者対策、施設への入所待機者の増加など、様々な課題に対応した新たな対策が求められています。

特に高齢者が住み慣れた地域の中でいつまでも安心して暮らしていける地域社会の実現に向け、在宅福祉サービスでは、高齢者の積極的な社会参加の取り組みと地域に密着した医療、保健、福祉、介護の連携によるきめ細かいサービスの提供が必要となっています。

また、要介護者等を社会全体で支援するしくみとして平成12年度にスタートした介護保険制度は、サービス提供基盤の整備に伴い、サービス利用者が着実に増加するなど、高齢者を支える制度として定着しています。しかし、サービス利用者の増加に伴い、給付費も急速に増大しています。

このため、制度の持続性を維持しつつ高齢者の生活機能の低下を未然に防止し、維持向上させるために介護予防体制を確立することや地域包括支援システムの確立等が大きな課題となっています。

保険者である杵藤広域圏と嬉野市を含む構成市町が今後もさらに連携を強化し、介護保険サービスの一層の充実と介護保険の円滑な運営を図っていきます。

嬉野市内の老人福祉施設数

施設の種類	施設数
介護老人保健施設	1
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	3
養護老人ホーム	1
介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）	2
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	4

基本方針

高齢者が健康でいきいきと住み慣れた地域で安心して生活し、介護が必要なときは十分な介護サービスが受けられるように介護サービス体制の充実を行います。特に、一人暮らし高齢者等が地域の中で生活できる環境づくりや在宅支援を促進して、高齢者が生きがいをもって生活できるように高齢者の自立支援を推進します。

これらによって日本一元気で長生きできる嬉野市の実現を目指します。

主要施策

1 高齢者の健康づくりと介護予防の推進

- 高齢者が生涯にわたっていきいきと健康に過ごせるよう、健康診査などの充実を図ります。
- 高齢者が要支援・要介護状態へならないように、**ロコモティブシンドローム（運動器症候群）**⁸ 予防のための介護予防健康教室などを行います。
- 高齢者支援団体等への支援を通じて、地域住民が一体となった高齢者の健康づくり体制の強化を図ります。

2 高齢者介護サービスの充実

- 高齢者が不安なく過ごすことができるように地域包括支援センターを中心に地域に密着した訪問、相談などの体制づくりや、介護保険事務所・施設間の連携・連絡体制の強化などにより介護サービスの充実を図ります。

3 生活支援体制の充実

- 高齢者が住み慣れた地域や家庭で生きがいを持っていきいきと暮らすことができるように在宅福祉を推進します。
- 高齢者の知識や経験をよりよい地域づくりや地域活性化に生かすことができるように、高齢者ボランティア等の高齢者団体の育成、高齢者のスポーツ・文化イベント機会の充実、就労機会の提供及び地域の拠点づくりに努めます。

4 在宅高齢者の安全な生活の確保

- 一人暮らし高齢者等が地域の中で安心して暮らし続けるために日常的な生活の安全を地域全体で見守る体制づくりの整備を図ります。

目標指標

指標名	現状値	目標値（平成29年度）
特別養護老人ホームのユニット型床数	0%	70%
「高齢者支援体制」市民満足度	41.2%	50.0%

⁸ ロコモティブシンドロームとは、筋肉、骨、関節、椎間板といった運動器のいずれか、もしくは複数に障がいがあり、歩行や日常生活に何らかの障がいをきたしている状態。

4. 障がい者福祉 — 地域や家庭で安心して生活できるように

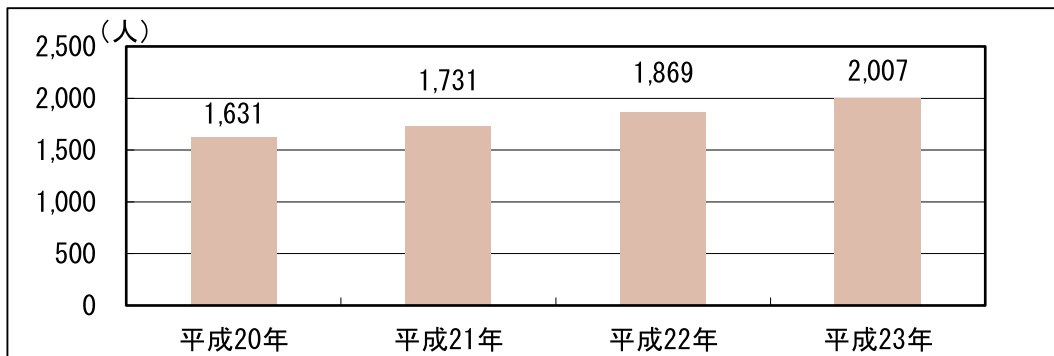
現状と課題

嬉野市の障がい者数は増加の傾向にあり、障がい者の高齢化、障がいの重度・重複化が進んでいる上に、高齢者世帯の増加や家族の介護機能の低下などにより、地域みんなで支え合う障がい福祉の充実がますます重要となってきました。

平成18年度からは「障害者自立支援法」の施行により、障がい保健福祉の総合化、自立支援型システムへの転換、制度の持続可能性の確保の3つの視点から、従来の障がい者関連サービスが新たな体系へと再編され、さらには「障害者自立支援法」に替わる「障害者総合支援法」の制定など、障がい者を取りまく法制度は毎年、変化しています。

こうした状況の中、本市におけるこれまでの障がい者施策の成果を受け継ぎつつ、ニーズの多様化や法制度の改正の動向などに迅速・的確に対応しながら、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちを目指します。

障がい者手帳（精神保健含む）及び療育手帳所持者数の推移



基本方針

障がいや障がい者に対する偏見をなくし、「ノーマライゼーション」⁹や「インクルージョン」¹⁰の実現のため、子どもの頃から、思いやりの心と助け合いの精神を養う福祉教育を取り入れるとともに、障がい福祉に関する啓発と広報活動を進めます。

また、障がい者が生き生きとした生活を実感することができるよう、主体的に多様な福祉サービスを活用できる支援体制を整備するとともに、様々なバリエーションを進め、障がい者が社会参加できるしくみを整えます。

このような施策を通して障がいの有無を問わずすべての人々が“ぬくもり”を感じながら生活できる共生生活の実現を目指します。

⁹ ノーマライゼーションとは、障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく社会生活を共にするのが正常であり、本来の望ましい姿であるとする考え。

¹⁰ インクルージョンとは、障がい児と健常児が区別なく、共に学ぶ機会を作っていくこと。

主要施策

1 支え合う地域福祉活動の充実

- すべての住民が障がいのある人や障がいに対する理解を深め、障がいの有無にかかわらず互いを尊重し、思いやりの心をはぐくみ、共に支え合う「ノーマライゼーション」のまちづくりを進めるとともに、小中学校から生涯学習までの福祉教育の充実を図ります。

2 自立と社会参加を支援する環境の充実

- 発達障害を含めた障がいのある子どもたちに対して専門機関との連携を進め、乳幼児期から学校卒業まで計画的な療育や教育を行うための相談支援体制の充実に努めます。
- 障がい者の働く意欲を尊重し、企業等への就労に向け雇用情報を積極的に提供するとともに、障がい者が地域社会の一員として自覚できるような活動や生きがいづくりともなる活動の場を提供していきます。
- 障がい者が必要な情報を入手できるように、また、情報伝達に支障がある障がい者が自立参加できるための支援を図ります。

3 地域社会を支える体制の充実

- 障がい者の権利を擁護する制度の利用促進・普及を図るとともに、保健・医療機関との連携協力により、障がいのある人が健康に暮らしていけるための体制づくりに取り組みます。
- 障がい者ができる限り地域の中で自立して生活できるよう、在宅生活を送る上で必要とされるサービスを充実させるとともに、地域での生活が困難な人が安心して生活できる施設サービスの確保・訓練等給付の充実に努めます。また、障がい者が安定した生活を送れるよう、各種手当・年金などの利用促進を図ります。

4 在宅高齢者の安全な生活の確保

- 障がい者への配慮がなされた居住環境の整備や公共的施設のバリアフリー化、移動・交通対策を推進します。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
移動支援事業の利用件数	357件	500件
地域活動支援センター利用者数	2,320人(延数)	4,000人(延数)
障がい者支援の相談を受けた件数/年	3,200件(延数)	4,000件(延数)
就労をしている障がい者数 (一般企業等への就労者数)	181人	250人
「障がい者支援体制」市民満足度	28.0%	33.0%

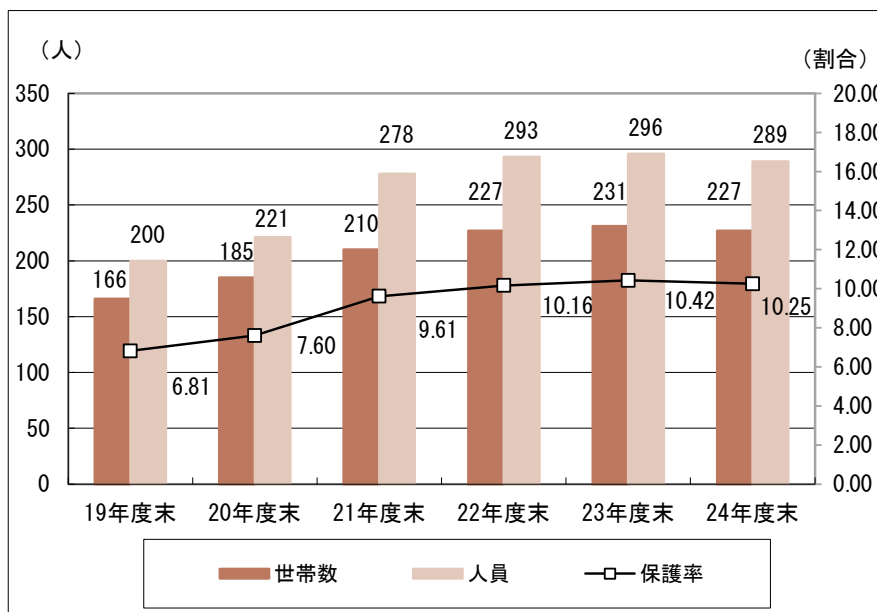
5. 社会保障 — 生活の保障と自立の支援を

現状と課題

日本国憲法第 25 条の規定に基づいて、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を保障され、自立するための援助が受けられるよう生活保護法が制定されています。

嬉野市の生活保護の現況は、市街化地区と農業地区では大きな違いがみられます。市街化地区は農業地区と比べて保護率が高い状況にあり、長引く不況や加齢等の理由で生活保護による救済を求める人も多くなっています。一方、農業地区では、生活が比較的安定しており保護率は低くなっています。

平成 24 年度末における嬉野市の保護率は 10.25%（パーミル・千分率）ですが県平均の 9.44%を上回っています。その原因の一つとして、長引く不況により観光業の低迷が続いており、ホテル・旅館の閉鎖に伴う失業者の増加、また、芸妓・ホステス等として就労してきた人たちの高齢化による就労先の減少等、観光地特有の事情があり、今後も増加傾向が続くものと思われま



基本方針

生活保護受給者の個別の事情に応じた保護の実施と就労支援による自立の推進を図ります。

要援護世帯に対しては、安心して暮らせるよう関係機関との連携を図ります。

主要施策

1 個別の事情に応じた保護の実施と就労支援

- 生活保護の受給者は、それぞれ個別の事情があり困窮状態にあるため、それぞれの事情に応じた支援及び保護の実施を行います。
- 就労のための支援を行うことにより自立の推進を図ります。

2 保護の適正実施

- 生活困窮者が等しく救済されるよう注意を図るとともに、生活保護制度が正しく運用されるよう不正防止に努め、生活保護法に基づく適正実施を推進します。

3 要援護世帯に対する支援

- 高齢世帯や傷病・障がい世帯などの要援護世帯に対しては、介護サービス提供機関との連携による在宅福祉サービスの利用を勧めるとともに、関係機関との連携によりきめ細かな支援に努めます。



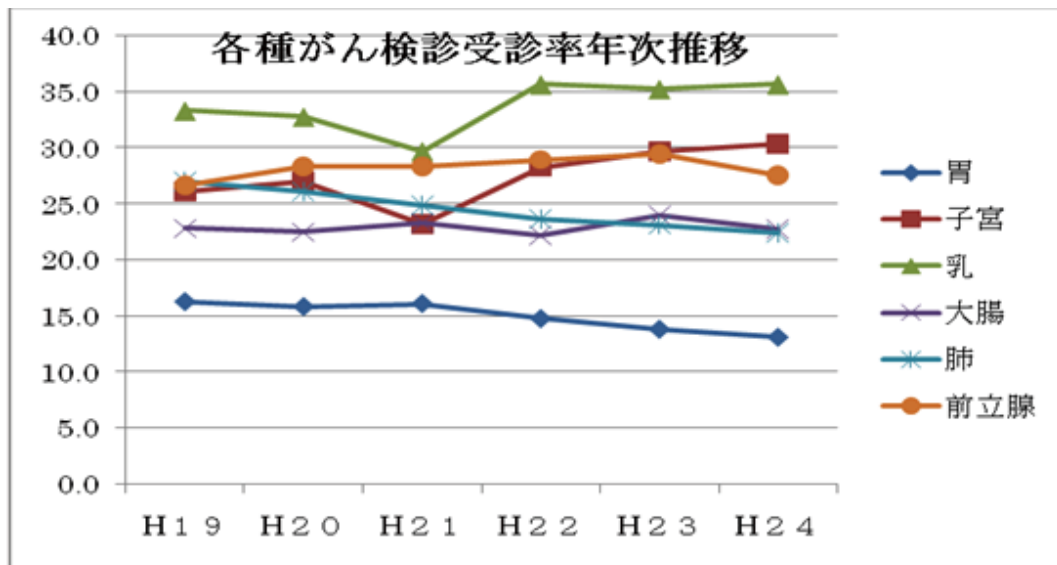
6. 健康増進 — 健康で豊かに暮らせる社会を目指して

現状と課題

本市における各種検（健）診の受診率は近年伸び悩んでいます。今後市民へ生活習慣の改善による疾病予防に関する知識の普及、啓発を図ることにより、検（健）診による疾病の早期発見・早期治療の重要性を浸透させ、受診勧奨を徹底する必要があります。

健康づくりは個人での健康管理に併せて、地域全体での取り組みが重要になってきています。嬉野市内の7つの地域コミュニティ運営協議会の健康福祉部門と連携し、市民全体の健康度が高まるような施策を進めることが重要です。

このため、引き続き、行政は関係機関や地域と連携した活動を行っていく事が必要です。



基本方針

住み慣れた地域でいつまでも、健康で豊かに暮らしていける社会を目指して、栄養・運動・休養を三本柱に、健康づくりの施策を展開します。

健康づくりは、市民一人ひとりに適した保健指導を実施するとともに、地域に共通した健康課題にも焦点を当て、地域全体での取り組みが実践できるように支援を行い、日本一元気で長生きできる嬉野市を目指していきます。

このため、嬉野市健康総合計画、嬉野市食育推進計画に基づき計画的に施策事業を実施します。

主要施策

1 地域における健康意識の向上

- 栄養・運動・休養に主眼を置いた健康的な生活スタイルを定着し、健康意識の向上を図るとともに、特定健康診査など各種健康診査及び健康教育、相談等の利用向上を推進します。
- 「家族みんなでお口の健康づくり宣言」の実践を通じて市民の健康意識の向上を促します。
- 市民一人ひとりに適した促進指導ができるよう保健指導体制の充実に努めるとともに、市民一人ひとりの生涯健康カルテの作成を目指します。

2 健やかに子どもを育てる支援体制の推進

- 心豊かに安心して子育てができるよう、妊娠出産期から、乳幼児・学童期の子育てにいたるまでの支援体制の整備を推進します。
- 命の大切さについて学ぶ体験を思春期から推進します。

3 家庭や地域における食育の推進

- 食に対する関心と理解を深め、健全な食習慣を確立するために、世代間を通じた料理教室などの機会の提供を図ります。
- 地域においては、栄養や食習慣の改善、生活習慣病の予防及び健康増進を推進するため、健全な食生活に関する普及啓発及び食生活改善推進員の養成と資質の向上並びに活用を図ります。

4 心の健康づくりの推進

- 地域の中で、人々とのコミュニケーションを密にしながら、心の病気を防止していく相談支援体制の確立が急務となっています。そのために、専門職(医師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理士)の配備を行い、安心して相談が受けられる体制づくりに努力します。
- 心の相談を実施している機関のPRに努めると共に、**ゲートキーパー**¹¹を養成し、誰もが相談しやすい環境の整備を図ります。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
特定健康診査受診率	41%	45%
特定保健指導受診率	37.2%	40.0%
訪問指導、健康相談(妊産婦、乳幼児、学童、成人)	4,353人	4,700人
むし歯保有率(3歳児健康診査)	35.1%	25.0%
食生活改善普及講習会の参加者	637人	800人
「保健サービス提供体制」市民満足度	58.5%	63.0%
健康増進のための取り組みを「している」市民の割合	67.2%	70.0%

¹¹ ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

7. 医療 — 市民の安心を確保するために

現状と課題

嬉野市内には、平成25年3月31日現在、病院4、診療所14、歯科診療所11があり、病床数も1,455床となっています。小児の夜間診療についても整備され、本市の医療環境は恵まれた状況にあるといえます。

現在、休日の一次医療として在宅当番医制事業、二次医療として杵藤地区病院群輪番制事業を実施し、また、小児救急は19時から21時までの南部地区小児時間外診療事業の実施により毎日対応していますが、今後とも市民に対し事業の周知徹底を図ることが必要です。

また、独立行政法人国立病院機構嬉野医療センターの新幹線駅前の移転を契機とした医療都市づくりに取り組むことも検討する必要があります。

基本方針

地域における医療情報の提供と、市民が安心できる医療の確保を目指します。

主要施策

1 日常的医療サービスの充実

- かかりつけ医の重要性を啓発するとともに、地域医療支援病院である独立行政法人国立病院機構嬉野医療センターとの連携により、市民が安心できる医療体制を確保します。

2 救急医療体制の充実

- 救急医療情報システム「99さがネット」により医療情報を提供します。
- 在宅当番医制事業により、休日、祝祭日の医療の充実を図ります。
- 南部地区小児時間外診療事業により、毎日の夜間（19時から21時）小児救急医療を提供します。

3 医療体制の充実と国際的な医療都市づくりの検討

- 独立行政法人国立病院機構嬉野医療センターの新病院が新幹線駅前に移転することや、跡地に国際的な福祉医療の教育施設の誘致を検討するなど、国際的な医療都市づくりについて検討していきます。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
「医療体制」市民満足度	66.1%	70.0%

8. 保険 — 保険財政の健全化と健康意識の高揚を目指して

現状と課題

国民健康保険は、相互扶助の精神にのっとり、被保険者からの国民健康保険税をもとに病気、ケガの治療等の場合に保険給付を行う、国民皆保険の根幹をなす社会保険制度です。

嬉野市においては加入者数、世帯数とも減少傾向にあり、高齢化の進展、高度医療技術の進歩などにより一人当たりの医療費が年々増加しています。また、加入者に高齢者や低所得の占める割合が高く、事業の運営が厳しい状況にあります。

このため、制度運営の安定化に向け、国民健康保険税の収納確保や国民健康保険制度の広報を行うとともに、被保険者の健康保持・増進のため各種保健事業に取り組む必要があります。

基本方針

高齢化の進行や加入者の構造の変化等により、国民健康保険事業の運営が厳しい状況にあることから、増加する一人当たりの医療費を抑制し、今後も更なる収納率の向上を目指し、国民健康保険財政の健全化と医療費の適正化に努めます。

主要施策

1 保険財政の安定確立

- 医療費の動向を見ながら適切な保険税の設定を行い、収納率の向上に努めます。

2 医療費適正化の推進

- 特定健診などの実施や診療報酬明細書（レセプト）などのデータを活用した受診指導を行い、生活習慣病の予防や適切な受診による医療費の削減をめざします。

目標指標

指標名	現状値(平成24年度末)	目標値(平成29年度)
国民健康保険税の収納率の向上 (佐賀県広域化計画の目標値)	91.47%	93.25%
一人当たり医療費(療養諸費)の縮減	(嬉野市) 407,992円 (県平均) 364,996円 対県比 111.8%	対県比 102.0%

9. 年金 — 年金の確保で安定した老後を

現状と課題

加入者の不慮の事故に備え、また老後の生活が安定したものになるよう、年金の加入と収納について理解を促していく必要があります。

基本方針

老後や不慮の事故などの生活保障の柱となる年金の確保のため、広報活動により年金制度の周知と啓発を図るとともに相談窓口業務の充実に努めます。

主要施策

1 年金制度についての広報活動の推進

- 年金制度の必要性と仕組みについて広報活動を行い、年金の加入促進と収納についての理解を促します。

2 年金制度についての相談窓口の充実

- 年金についての相談窓口の充実に努めます。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成 29 年度)
年金相談の回数(月間)	84回	90回

10. 消費者保護 — 消費者の暮らしの安全・安心を

現状と課題

インターネット商取引の普及や消費者ニーズに対応した商品・サービスの多様化をはじめ、消費者を取り巻く環境が急激に変化する中、消費生活に関する様々な問題が発生しています。

本市では、県などと連携し、情報の提供や相談等を行い、消費者対策を推進していますが、今後とも消費生活の一層の多様化が予想される中で、消費者自らが被害の未然防止や消費生活の質的向上を図り、自立することができるよう消費者教育・啓発や情報提供の推進、相談体制の充実に努める必要があります。

基本方針

市民の消費生活の安定と向上に向け、近年の環境変化に即して相談体制のさらなる充実・強化や迅速な情報提供、消費者教育・啓発の充実に努めます。

主要施策

1 消費者教育・啓発等の推進

- 市民が自らの意思と責任によって消費行動ができるよう、県などとの連携のもと、広報誌やCATV、パンフレット等の活用、講演会や出前講座の紹介等を通じ、消費者教育・啓発、消費生活情報の提供、リーダーの育成等を図ります。

2 消費生活相談の充実

- 消費者に対して適切なアドバイスが行えるよう、県や周辺自治体との連携強化に努めるとともに、消費生活相談員の資質向上を図り、相談体制の充実に努めます。
- 相談後のアフターケア体制の充実に努めます。

目標指標

指標名	現状値	目標値（平成29年度）
消費生活相談窓口の開設	鹿島・嬉野・太良で週5日	鹿島・嬉野・太良で週5日
「消費者対策の状況」市民満足度	8.2%	15.0%



唐泉山

第2章 自然と共生する安全で快適なまち

施策体系



戦略プロジェクト

「自然と共生する安全で快適なまち」の実現を目指して、戦略的役割を担い、新しいまちづくりを牽引していくべき施策を「戦略プロジェクト」と位置づけ、次のとおり重点的に取り組んでいきます。

戦略プロジェクト

① 歓声が聞こえる都市づくりプロジェクト

九州新幹線西九州ルート of 整備効果を最大限に生かすため、都市再生整備事業や温泉文化交流拠点、歴史文化交流拠点の整備とこれらをつなぐ新しい公共交通体系の確立等の事業に総合的・計画的に取り組み、観光客や老若男女の市民の歓声が街中に聞こえるまちの実現を目指します。

② 資源循環型エコタウンプロジェクト

リサイクルの推進など3R運動やごみの減量化を地域ぐるみで実践するとともに、環境に優しいエコ商品の使用や節水など、資源循環型エコタウン¹²社会を構築します。

③ みんなで支える防災・減災プロジェクト

東日本大震災の経験を踏まえて、市の地域防災計画を見直し、広域防災体制を構築するとともに、総合的な防災訓練の実施や自主防災組織の育成、防災施設の整備充実及び災害時要援護者体制を確立します。

¹² エコタウンとは、地域の振興など地域の独自性を踏まえ、資源のリサイクル、廃棄物の発生抑制を通じて形成される環境調和型のまち。

1. 自然との共生 — 豊かな自然環境を次世代へ

現状と課題

嬉野市には、肥前小富士の別名を有する唐泉山や春の野焼きが西日本でも有数の規模を誇ると言われる大野原高原といった特色ある山々があります。また、河川では、有明海に注ぐ塩田川が市の中心部を清らかに流れています。

これらの緑豊かな山々や清流といった自然資源は、私たちの生活を支え、歴史や伝統を育んできた市民の貴重な財産である一方で、河川の氾濫などの自然災害を発生させる厳しい一面も有しています。

水と緑豊かな自然と共生するまちづくりを進めるうえで、嬉野市の持つ豊かな自然環境の保全や景観の維持を全市民が一体となって取り組んでいく必要があります。

今後、こうした環境保全施策は、人々の定住促進や循環型社会の形成につながるものとして、本市のまちづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれることから、総合的な指針づくりのもと、身近な自然環境から地球環境までを視野に入れた環境施策や新エネルギー施策等を推進し、内外に誇りうる環境にやさしいまちづくりを進めていく必要があります。

基本方針

嬉野市は、塩田川や唐泉山など豊かな自然環境に恵まれ、これらの自然環境は市民の大きな財産でもあります。これまで大事に育まれてきた嬉野市の豊かな自然環境を大切に守り次の世代へ引き継いでいきます。



轟の滝

主要施策

1 自然愛護意識の高揚

- 自然に関心を持ち、自然環境を守っていく意識を高めていくため、市民に自然を愛する心を育てる運動を展開します。

2 自然とのふれあい促進

- 自然に親しむ散策道などを整備するとともに、インターネットやケーブルテレビの活用により、自然に関する情報を提供し、自然に親しむ機会を創出します。

3 自然環境の保全・整備

- 地球規模で生態系や環境への影響が深刻化する中、野生動植物など貴重な動植物の保護を強化し、地域での自然環境の保全・環境基盤の整備を推進します。

4 市民・事業者の環境保全活動の促進

- 環境教育や啓発活動を積極的に推進し、環境保全意識の高揚を図りながら、地域における環境美化運動はもとより、水質浄化運動や省エネルギー運動、アイドリングストップ運動、**グリーン購入**¹³運動など、市民・事業者の主体的な環境保全活動を促進し、地球環境にやさしいライフスタイルの定着に努めます。

5 再生可能エネルギーの導入促進

- 太陽光、バイオマス等の利活用を中心に、全市的な再生可能エネルギーの導入・活用を促進します。
- また、再生可能エネルギーを利活用しようとする市民・事業者へ支援制度等についての情報提供を行います。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
「環境保全・自然との共生の状況」市民満足度	46.1%	50.0%
「新エネルギー導入の状況」市民満足度	14.9%	20.0%
環境に配慮した生活を「している」市民の割合	74.7%	80.0%

¹³ グリーン購入とは、製品やサービスを購入する前に必要性を熟考し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

2. 景観 — 良好な景観の形成

現状と課題

嬉野市は、唐泉山をはじめ虚空蔵山、国見岳などの緑豊かな山々に囲まれ、2つの盆地を形成し、虚空蔵山に源を発する塩田川が嬉野町から塩田町まで雄大に流れています。どこから見ても美しい唐泉山と雄大に流れる塩田川が一体となった景観は市を代表する景観で、後世に守り引き継ぐ必要があります。

景観計画が策定され、平成25年4月より嬉野市景観条例が施行されました。計画、条例に即した景観形成が求められ住民への計画、条例の周知が必要となります。

嬉野町の温泉街や今後整備が進む新幹線嬉野温泉駅周辺、また塩田津など特別な地区については、景観重点区域の検討が求められます。

基本方針

山に囲まれ平地が広がり、雄大な川が流れる「自然地形」と、長崎街道を中心に栄えた2つの宿場町等の「歴史」により形成され、特徴づけられています。今後もこれら「自然地形」と「歴史」を大切にした景観づくりを市民・事業者・市が協働し進めていきます。

主要施策

1 「嬉野市景観計画」に基づくまちづくり

- 景観計画に定められたゾーンごとに特色ある景観形成に努めます。
- 良好な景観を保持するため、市民への啓発に努めます。
- 温泉市街地や塩田津など景観重点区域の制定を目指します。

2 市民主導の景観づくり活動の普及促進

- 緑化活動や花いっぱい運動の推進など市民による主体的な景観づくり活動の普及促進に努めます。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
「景観の状況」市民満足度	40.6%	45.0%

景観形成基本方針図

景観形成 基本方針

景観形成の目標を実現するために、基本方針を以下のように設定します。
この基本方針のもとに、嬉野市の景観づくりを進めていきます。

方針1 大自然が創り出す山々の緑や雄大な河川、
広がる平野を保全・活用する景観づくり



方針2 平野に広がる田園集落景観や山間の棚田・
茶畑集落景観を保全する景観づくり



方針3 長崎街道の宿場町、川港として栄えた
塩田津を保全・活用する景観づくり



方針4 うるおいを感じ、川と一体となった
賑わいある湯宿の景観づくり



方針5 長崎街道を中心に、市内に点在する
歴史・文化的資源をつなぐ景観づくり



方針6 来訪者にとっても生活者にとっても
快適なもてなしの景観づくり



3. 公園・緑地 — 人にやさしい都市空間の形成に向けて

現状と課題

嬉野市内には、嬉野地区に嬉野総合運動公園をはじめ 19 ヲ所の都市公園があり、塩田地区に北部公園など5カ所の公園があります。

すべての人にやさしい公園の整備や公園施設長寿命化計画に沿った既存公園の改修が必要であり、地域の特性を活かした公園など特色ある施設の整備が必要です。

公園・緑地は、スポーツや日常のコミュニティの場としてのみならず、災害時の避難場所としての活用やその他のまちづくりとの関連、環境の保全などを考慮しながら、市民の要望に合った整備を進める必要があります。

基本方針

周辺の自然環境を守り活用するとともに、市民の要望に対応した公園緑地の整備を行い、人にやさしい都市空間の形成を図ります。

主要施策

1 公園・緑地の整備

- 市街地や住宅地で、市民のふれあいの場として親しみのもてる公園づくりを目指します。
- 公園・市有地・校庭などの芝生化、緑のカーテン事業などで身近な緑を増やしていきます。
- 災害時における避難地等としての機能を含めた公園整備を進めます。
- 嬉野市緑の基本計画に沿った整備を目指します。

2 公園・緑地の管理体制の充実

- 老朽化が進む公園施設の安全・安心を確保し、効率的な維持管理や施設更新を行っていくため、計画的な施設の点検や公園施設の長寿命化計画の策定を行い、公園・緑地の管理体制の充実を図り、有効活用に努めます。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
市民一人当たり都市公園面積	20.9㎡/人	20.9㎡/人以上
「公園・緑地の整備状況」市民満足度	44.9%	50.0%

4. 河川 — 美しく親しみのある河川づくり

現状と課題

嬉野市の河川体系は中央を流れる塩田川と、これの支流となる多くの河川から成り立っています。

緩やかな流れを持つ塩田川は、「嬉野温泉」の情緒あふれる風情を醸し出し、下流では農業の重要な用水として利用され市民にとっては重要な河川です。

河川は、自然環境の形成保全の役割を果たすものであり、生息する昆虫や小動物等の生態系に配慮した対策が必要です。このため県と一体となった環境整備・遊歩道の設置及び親水施設、河川公園の整備など、市民が憩い親しめる河川の整備が必要です。また、治水対策として河川改修や砂防ダムの設置等が望まれています。

基本方針

河川改修・砂防ダムなどの治水対策を推進するとともに、自然環境への配慮を重視した美しく親しみのある河川をつくります。

主要施策

1 河川改修事業の促進と河川美化運動の推進

- 自然環境と景観に配慮した親水施設・河川公園を整備し、市民が水と親しめる美しい河川空間づくりを促進します。
- 市民の河川愛護意識の高揚を図り、ごみの不法投棄をなくし、河川の環境美化に努めます。

2 自然生態系の保全、再生

- 生態系を考慮した河川改修計画を立て、生息する昆虫や水生生物の保全、再生に努めます。

3 治水対策の推進と浸水時の避難場所の確保

- 森林や農地の保水効果まで考えた治水対策や土石流の防止を図るため、砂防ダムが必要な箇所の調査を実施し、県へ積極的な要望を行います。
- 浸水時に避難できる緊急避難場所の確保を図ります。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
「治水・治山の状況」市民満足度	29.1%	35.0%

5. 都市計画 — 計画的な都市形成の推進

現状と課題

嬉野市は、旧長崎街道沿いに発展してきた塩田町と嬉野町が合併して市制施行した都市です。

両町の特徴を生かし、嬉野市として個性あるまちづくりが求められています。

北部九州有数の温泉地を有する嬉野町と、旧長崎街道の古い町並みや農の風景を残す塩田町の一体化は本市の重要な施策となります。また、塩田川流域という共通する条件によって、文化・交流、環境・景観、防災、福祉など都市全体で取り組むべき問題が多くあります。

両町における都市計画区域・用途地域指定区域の有無によって異なる土地利用等の法制度・道路や公園、排水処理施設などの社会資本整備に関する施策、整備水準においても互いに均衡ある発展が必要です。

基本方針

嬉野市にふさわしい市街地整備を行い、嬉野市に「住む」人、「訪れる」人のための安全で快適なまちづくりを推進します。

主要施策

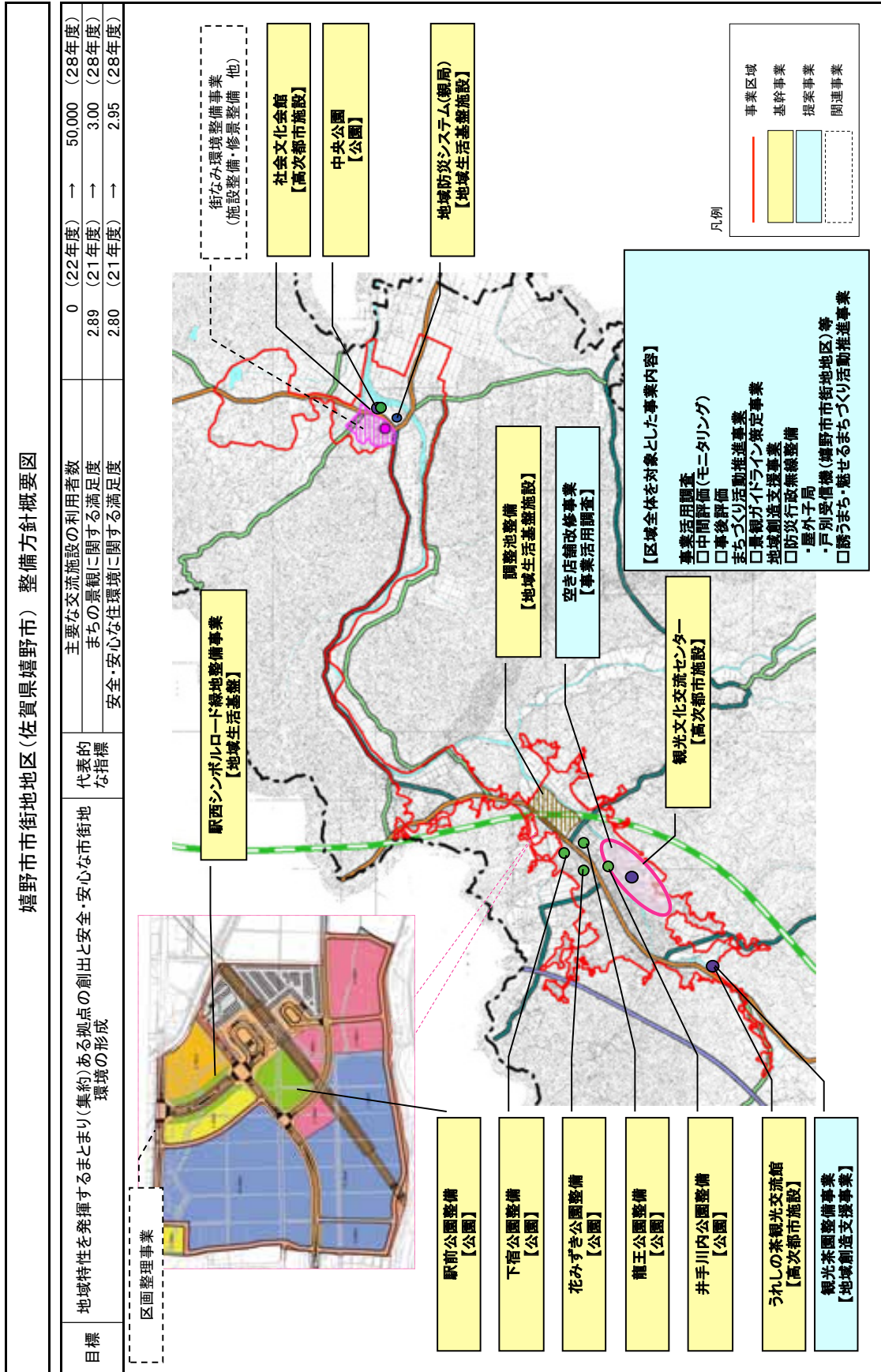
1 計画的な都市形成の推進

- 嬉野市都市計画マスタープラン及び都市再生整備計画（嬉野市市街地地区）に沿った、まちづくりを目指します。
- 都市計画区域や用途地域の拡大見直しを検討します。
- 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業の推進に努めます。
- 嬉野医療センター跡地の有効利用を図ります。
- 都市計画施設の整備を推進し市民の安全と利便性の向上を図ります。

2 都市づくり体制の充実

- 国・県・団体との連携強化、市民への都市計画に関する情報提供や啓発の推進等を通じ、全市的な都市づくり体制の確立及び機運の醸成を図ります。

嬉野市市街地地区（佐賀県嬉野市）整備方針概要図



6. 土地利用 — 計画的な土地利用の推進

現状と課題

土地は、住民生活や産業活動等の共通の基盤であり、限られた貴重な資源です。このため、まちの発展のためには、土地を高度かつ有効に利用していく必要があります。

近年の土地利用の状況をみると、農用地等の自然的土地利用面積が減少し、道路や宅地等の都市的土地利用面積が増加していく傾向にあります。

このような中、整備された優良農地を保全・活用していくとともに、環境保全の重要性が叫ばれる中、美しい自然環境・景観の保全に努めることが重要な課題となっています。しかし、一方では人々が集う魅力ある市街地環境・商業環境の整備や工業立地基盤の整備など、人口増加や産業開発等に向けた都市的な土地利用を進めていくことも大きな課題となっています。

現在、嬉野市の都市計画区域は、嬉野町の一部 4,568ha を指定しています。そのうち中心市街地の 289ha については、建築物の規制、誘導を行う制度である用途地域を指定し合理的で秩序のあるまちづくりを推進しています。

今後は、塩田町においても都市計画区域を指定し、安全で安心なまちづくりの推進を目指していく必要があります。

基本方針

自然との調和を図りつつ、市民の健康で文化的な生活と機能的な活動を確保することを目的として、土地の合理的な利用を図ります。

主要施策

1 計画的な土地利用の推進

- 嬉野市国土利用計画に基づき、計画的な土地利用を推進します。
- 塩田町における都市計画区域の指定を推進します。

2 乱開発防止

- 土地利用に関する計画や関係法の適切な適用を図り、土地利用の適正化を推進します。

3 用途に応じた土地利用の推進

〈市街地〉

- 土地区画整理事業による面的整備により健全な住環境と公共施設の整備を図ります。
- 都市計画道路や公園など都市施設の計画的な充実を図ります。

〈農用地〉

- 基盤整備が実施された優良農地は、農業生産性の高い農地として保全及び高度利用を図り、農村の原風景として活用に努めます。
- 農環境への影響が危惧される荒廃農地は、その有効な活用方法を検討し、周辺農地との調和を図るよう努めます。
- 市街地・集落周辺の農地は、住環境に近い地理条件を考慮してその土地利用を推進します。
- 都市計画区域内の市街地農地は、景観や風景との調和を図りながら、土地区画整理事業等による土地の有効活用に努めます。
- 農用地内における農村地域工業等導入計画は、周辺農地及び地域農業の担い手の育成・確保に十分配慮しつつ、他産業への就業を希望する農業従事者の安定的な就業機会確保を図り、農業の担い手への農地の利用集積を進め、農用地の土地利用の効率化を促すことにより、農業及び工業等の均衡ある発展を図ります。

〈工業用地〉

- 工業用地の適地を選定し、工業団地化を促進します。
- 周辺環境に配慮しながら、新たな企業誘致や既存誘致企業の規模拡大などのために必要な用地の確保・整備を図ります。
- 工場移転などにより生じる工場跡地の有効利用を図ります。

〈森林〉

- 森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施を行い、森林資源の維持造成に努めます。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
「土地利用の状況」市民満足度	17.3%	25.6%

7. 居住環境・住宅 — 住みよいまちづくり

現状と課題

快適・安全・安心な住宅・住環境の確保は、人々の定住を促進する重要な条件であり、まちづくりの基本となるものです。

しかし、少子高齢化の進行をはじめとする社会・経済情勢の変化に伴い、今後とも本市の人口は減少傾向で推移することが予測されており、定住の促進と良好な住まいづくりに向けた総合的な住宅施策の展開が求められています。

特に、少子高齢化が急速に進行する中で、高齢者が暮らしやすく、子どもがいきいきと育つ住宅の確保等も求められています。

今後、福祉や子育て家庭の定住促進といった視点を取り入れながら、住宅施策を多面的に進めていく必要があります。

嬉野市内においては近年土地区画整理事業等により整備が進み、これらの地域を中心に快適な居住環境の形成が進んでいます。

一方、公営住宅は築年数が古く、建物の老朽が激しいことから、居住者の快適な暮らしと安全を守る上でも、早急な建替えが必要であり、住宅マスタープランの策定が急がれています。また、公営住宅の長寿命化を図るため、計画的な改修工事が必要となっています。

基本方針

良好な住環境の形成は、定住促進とともに、まちの環境・景観の保全にも資することになることから、公営住宅の計画的な整備改善を進めるとともに、民間の宅地開発を促しながら、住環境の整備に努めていきます。

主要施策

1 一般住宅整備の推進と市内定住への誘導

- 民間による宅地開発を促しながら、優良宅地の供給を促進し、住環境の整備を図ります。
- 市内に定住することを前提に住宅を取得する人に、定住奨励金を支給するなど引き続き住宅整備を通じた定住促進を図ります。
- また、近年、人口減少や少子高齢化に伴い、空き家が多くなり、一部で倒壊などもみられることから、良好な住環境を維持するために、空き家バンク制度の推進を図ります。

2 公営住宅の整備

- 住宅マスタープランを策定し、老朽化による公営住宅の建替え及び改修を計画的に進めます。
- また、健康で文化的な生活を営める住宅機能を維持するため、生活様式の変化、高齢者・障がい者等に対応した公営住宅の改善を図ります。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
嬉野市営住宅戸数	103戸	103戸以上
「住宅施策の状況」市民満足度	19.1%	25.0%



市営住宅

8. 上水道 — いつでも安全でおいしい水を

現状と課題

嬉野市の水道は、上水道事業1、簡易水道事業1、専用水道事業1で構成されており、合わせて1日最大14,393立方メートルの供給能力を有しています。

平成24年度末の給水区域内人口は全人口の99.5%となっているものの、実際に水道を利用する人口の割合である給水普及率が93.2%にとどまっており、今後は、未普及地区の解消や簡易水道と専用水道を上水道へ統合することにより水道利用の普及促進を図る必要があります。

一方、少子化等による人口減少、節水型機器の普及や経済の低迷を背景に水需要が減少傾向にあることから、これまでの水道施設を増設する時代から、維持強化する時代への転換が必要となってきています。

今後は、安全で安定した水を供給するため事業の統合を含めて水道施設の維持管理（老朽管の更新・施設の耐震化）及び水道事業の健全経営に努めていく必要があります。

基本方針

“蛇口を開ければいつでも安全でおいしい水”の供給を目標に、水質管理の強化を推進するとともに、老朽管の更新・水道施設の耐震化や配水管網の整備など安定した水道システムの確立を図りながら、効率的で健全な事業経営に努めます。

主要施策

1 安全でおいしい水の供給

- 水道水の安全性を確保するため、鉛製給水管の更新を実施します。
- 水質管理体制を強化し、より安全でおいしい水の供給に努めます。

2 自然災害に強い施設の整備

- 水道施設の耐震調査を実施し、整備の優先順位を確立し計画的に施設整備を実施します。
- 水道管の耐震性を向上させるため、計画的に老朽管の更新を実施します。

3 市民サービスの向上（水道未普及地域解消事業）

- 給水普及率の向上を目指し、井戸水から水道水への利用転換を推進するとともに、水道未普及地域の解消に努めます。
- 正確な情報の提供と市民のニーズを的確に把握するため、広報・広聴活動の充実を図ります。

4 運営基盤の強化（簡易水道再編推進事業）

- 経営の安定及び効率化を図るため、水道事業基本計画を随時見直し健全な事業経営に努めます。
- 業務の効率化を図るため、いっそうの民間委託の検討を進めます。
- 水道の安定供給及び健全な維持管理をするため、事業の統合を実施し事業の一本化を進めます。

目標指標

指標名	現状値	目標値（平成29年度）
有収率	83.9%	85.0%
給水普及率	93.2%	95.0%
水道未普及地域数	2 地区	0 地区
鉛製給水管更新率	73.0%	100.0%
「上下水道の整備状況」市民満足度	53.6%	60.0%

9. 下水道 — 美しい清流の復活を願って

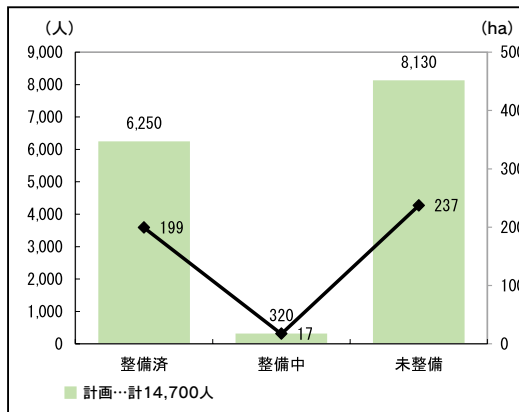
現状と課題

公共下水道事業は、温泉街の中心部を貫流する塩田川で水質の悪化が進んできたため、快適な生活環境の向上と観光都市としての景観整備、また子どもたちが安心して水遊びができるような清流の復活を目的として、平成13年度から本格的に工事に着手しています。平成24年度末で全体計画453haのうち199haが供用開始しており、今後も順次認可区域を拡大し計画的な整備を図っていく必要があります。

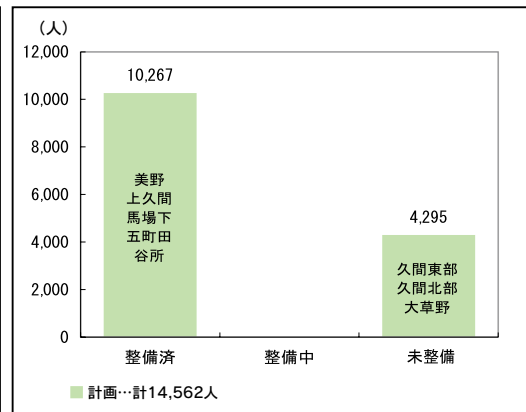
農業集落排水事業は、農村集落の生活の向上及び用水路の水質改善等を目的として、すでに4地区279haが供用開始しています。しかし、財政状況が厳しいことから、今後の事業推進については、整備方法を見直し、平成27年度までに策定される汚水処理整備構想の整備計画に基づき、他の事業を含めて推進していく必要があります。

未整備地区（農業集落排水事業及び公共下水道事業の計画地区を含む。）については、見直される汚水処理整備構想の整備計画に基づき、今後効率的な整備を図っていく必要があります。

公共下水道事業整備状況



農業集落排水事業整備実施状況



基本方針

農村集落及び市街地の生活環境の向上及び用排水の水質改善、美しい清流の復活を願い、農業集落排水事業等を実施し、より効率のよい汚水処理整備を図ります。

事業実施にあたっては、市民の協力を得ながら、国及び県と連携し、事業の円滑な推進に努めます。

主要施策

1 公共下水道事業の推進

- 観光都市としての景観整備と子どもたちが安心して水遊びができる清流の復活を目指し、順次認可区域を拡大し、計画的な整備を推進します。

2 農業集落排水事業の推進

- 農村の豊かな生活環境と活力ある農村社会の形成を目指し、汚水処理構想に基づいて事業実施計画を策定し事業を推進します。

3 公共下水道事業、農業集落排水等の啓発

- 事業の円滑な推進を図るため、市報及び各種行事等と連携し、事業の必要性や接続推進についての啓発を進めます。

4 処理水及び汚泥の再利用の推進

- 農業集落排水においては、処理水の用水利用及び汚泥の堆肥化を実施し、循環型社会を目指します。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
公共下水道事業	199ha 供用開始	277ha 供用開始
農業集落排水事業	4 地区供用開始	5 地区供用開始
「下水道の整備状況」市民満足度	41.3%	45.0%

10. 道路・交通 — だれにでも安全で人にやさしい「みち」づくり

現状と課題

嬉野市の道路形態の特徴は、長崎自動車道嬉野インターが市街地に近いことと、国道34号が東西へ横断、498号が南北へ縦断し、この国道に接続（アクセス）する形で、県道9路線と数多くの市道が連結していることです。

嬉野市の道路状況は、朝夕の交通渋滞が著しい箇所があるとともに、交通量が多いのにも関わらず、歩道未整備区間や歩道幅員が1m程度と狭い箇所が多く残されており、幹線道路としての機能が果たされないばかりか、日常生活の安全性も確保されていない状況にあります。

地域住民の道路整備に対する要望は極めて強いものがあり、今後は、遅れている基幹的な幹線道路の整備や交通安全対策の充実など、その地域の個性をとりいれた社会基盤としての道路を整備していく必要があります。

また、老朽化が進む橋梁などの道路施設について、道路利用者および第三者の被害を防止する必要があります。

嬉野市の唯一の公共交通機関である路線バスについては、利用者の減少が顕著となっています。少子化の進行に伴い、今後も路線バスの利用者の減少が予想されますが、高齢者の通院や、児童・生徒の通学の手段の確保が必要不可欠となります。

基本方針

計画的な街路整備や国・県道につながる幹線市道の整備・改良を進めるとともに、地域内における生活道路の整備を図ります。整備にあたっては、だれにでも安心して人にやさしい道路整備に努めます。

また、老朽化が進む道路施設の点検を実施します。

高齢者や障がい者、子どもたちの交通手段の確保のため、バス路線の維持を運営しながら、新たな公共交通体系を図ります。

主要施策

1 国、県道の整備

- 国道 34 号、498 号の道路の拡幅改良・交差点改良、歩道の設置等の整備を促進します。
- 主要地方道、一般県道の拡幅改良歩道の設置等の整備を促進します。

2 市道の整備

- 地域交通の円滑化、防災性の向上、歩行者空間の確保等を図るため、新設、拡幅・歩道の設置等の整備を促進します。
- 老朽化が進む道路施設の長寿命化を図ります。

3 人にやさしい道路整備

- 高齢者や障がい者、子どもなど交通弱者に配慮した、だれにでも安全で人にやさしい道路整備を図ります。

4 バス交通の確保とバス等の交通発着（ターミナル）機能の充実

- 自家用車など他の交通手段を持たない高齢者や障がい者、また児童・生徒の通学手段の確保のため、バス路線の維持運営を支援し、交通空白地帯の解消を図ります。
- バス等の交通の利便性を高めるため、バスターミナル等の充実を図ります。

5 新しい公共交通体系の検討

- 路線バスの見直しや広域基幹バス路線の充実、インターチェンジ・高速バスと温泉街の循環バスの検討、乗合タクシー運行事業等を通じて新しい公共交通体系の確立を目指します。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成 29 年度)
道路改良率	69.3%	72.0%
道路舗装率	98.1%	98.5%
「道路の整備状況」市民満足度	35.0%	40.0%
「路線バスの状況」市民満足度	14.8%	20.0%
「市運行の乗り合いタクシーの状況」市民満足度	13.1%	20.0%
「鉄道や空港へのアクセスの状況」市民満足度	16.3%	20.0%

11. 消防・防災 — 市民の生命と財産を守るために

現状と課題

嬉野市は、地形的に不安定な山地丘陵地帯が多く、豪雨等による土石流や浸水、急傾斜面の崩壊等の様々な災害が発生しやすい状況にあり、火災や風水害の被害が数多く発生しています。

嬉野市の消防・救急業務は、常備消防（消防本部・消防署）を杵藤地区広域市町村圏組合消防本部嬉野消防署の下に置き、その業務を行っていますが、多様化する災害に対応するため、設備の充実が求められています。

非常備消防（消防団）は、7分団37部により構成し、消防ポンプ自動車、積載車、小型動力ポンプを備え、隣接市町と消防相互応援協定を結び有効な消防活動を展開しています。しかし、若年人口の減少等により団員の確保が厳しくなっており、組織の再編等を含めた対策が必要となっています。

防災については、誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、危険箇所、浸水想定区域、避難所等の周知を図り、風水害、地震等あらゆる災害時に安全で的確な避難行動が行えるよう防災知識の普及や市民の防災意識の高揚に努める必要があります。

また、世界各地でテロや有事が発生する中、武力攻撃等の緊急事態への備えも求められており、国民保護計画の見直しを進めていく必要があります。

基本方針

市民の生命と財産を守り、安全確保を図るため、消防団活動の充実や消防車両等の機械装備の近代化、消防水利の整備などにより、迅速・的確な消防及び救急活動が展開できる消防体制や火災予防対策及び救急救助体制の充実を推進し、関係機関や隣接市町、消防機関との連携を強化するなど、総合的な消防対策に努めます。

自然や社会的状況を踏まえ、災害の発生の恐れがある危険箇所等を的確に把握し、防災関係機関との連携の下に綿密で効果の高い防災対策を総合的に推進する体制を構築するとともに、広報活動等による市民の防災意識の高揚を図ります。

市民に対し、災害関係情報を迅速に伝達できる情報システムを整備します。

主要施策

1 常備消防（消防本部・消防署）整備の推進

- 複雑多様化する災害に対応するため、常備消防の科学化、近代化等の整備を推進します。

2 非常備消防（消防団）の充実・強化

- 訓練を通じ消防団員の警防、救助等の技術向上を図り、救急救助体制や消防力を充実・強化します。

- 消防団と地域との連携を強化し、消防団の整理統合による効率的配備と昼間火災出動人員不足の対策として、支援団員制度の導入による団員の定員確保や女性消防団員の増員を図り、消防水利の充実と火災予防対策を推進します。

3 地域防災計画の策定と防災対策の推進

- 嬉野市地域防災計画を適宜見直し、災害の予防、災害応急対策、及び災害復旧・復興について必要な対策を定め、円滑な運用に努めます。
- 防災行政無線の整備充実により、市民に対し災害関係情報の迅速・的確な伝達に努めます。
- 予測される災害の発生箇所、被害の範囲・程度、避難経路、避難場所などを図示した防災地図（ハザードマップ）を作成し、市民の迅速・的確な避難誘導を行います。

4 自主防災組織の育成と地域での支援体制づくり

- 市民の防災意識を高めるため、パンフレット、チラシ等の作成・配布や講習会等の開催など広報活動を強化し、水防、土砂災害などに関する知識の普及を図り、消防署及び地元消防団、7地区の地域コミュニティ運営協議会との連携を強化しながら、市民が主体となって地域のために活動する自主防災組織の育成に努めます。
- 高齢者、障がい者、乳幼児等の災害要援護者の増加に対応するため、地域における支援体制づくりを推進します。

5 総合的な防災対策事業の推進

- 国、県などの防災関係機関との緊密な連携を図り、急傾斜崩壊危険区域の防災工事や河川整備、内水対策等総合的な防災対策事業を推進します。

6 武力攻撃等緊急事態対策の推進

- 武力攻撃等の緊急事態に対処するため、国民保護計画の見直しのもと、情報の提供、防災関係機関の連携協力などの施策を推進します。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
消防水利の整備防火水槽	254 基	260 基
消防水利の整備消火栓	739 基	756 基
地域防災訓練の実施地区	1 地区	30 地区
「消防・救急体制」市民満足度	65.8%	70.0%
「防災体制」市民満足度	38.3%	43.0%
防火・防災訓練に「参加した」市民の割合	19.0%	25.0%

12. 防犯・交通安全 — 地域ぐるみで安全・安心のまちづくり

現状と課題

安全・安心は、市民が生活する上で最も基本的な条件ですが、最近では住居に犯罪者が侵入したり、詐欺あるいは街頭で犯罪に遭ったりする事態が増加しています。また、女性や社会的弱者である高齢者、子どもを狙った凶悪犯罪も多発しています。

このような社会の中で、市民は犯罪被害が身近なものになり、平常な生活が脅かされていると感じており、市民と行政、警察、関係団体等が一体となり、地域ぐるみで防犯対策を講じることが必要です。

交通安全については、交通マナーやモラルの低下により交通環境が厳しい状況であり、特に近年は高齢者が関係する交通事故が増加しており、市民生活における交通安全の対策は緊急の課題です。

幹線道路や通学路の交通安全施設の整備・改善と、交通安全の指導や運動を展開し、市民一人ひとりの交通安全に対する意識の高揚を図る必要があります。

基本方針

防犯に対する市民の意識高揚を図るため、各地区や各種団体において防犯講話会の開催や防犯団体等の育成強化に努め、盗難予防、非行防止、暴力排除など防犯思想の普及・啓発を進めます。

また、関係機関との連帯協力を深め、防犯灯等の整備充実を促進し、明るいまちづくりを推進します。

交通安全については、関係機関との連携により市民総ぐるみの交通安全対策を推進し、市民一人ひとりの交通安全に対する意識を高めるとともに、高齢者や幼児などの交通弱者を守るため、交通安全施設の整備を促進します。



主要施策

1 防犯活動の推進

- 各地区の地域安全活動を支援し、市民一人ひとりの防犯に対する意識の高揚を図ります。
- 関係機関と連携して、犯罪の防止、暴力の追放など明るく住みよいまちづくりを推進します。
- 夜間における市民の安全を守るため、防犯灯の整備を進めます。

2 交通安全活動の推進

- 運転者や歩行者等の交通法令の遵守、交通マナーやモラルの向上など交通安全意識の高揚に努めます。
- 全国交通安全運動を通じ、警察署や交通指導員、交通安全協会などの関係機関と一体となり、市民総ぐるみで交通安全運動を展開します。
- 高齢者や児童、園児等に対する交通安全教育を推進します。
- 歩道、信号機、横断歩道、ガードレール等の交通安全施設の整備や市道の改良等に努めます。
- 高齢者や子ども、障がい者等の安全を確保するため、防護柵や誘導ブロック等の整備とともに、車両進入禁止や一方通行などの交通規制を実施、生活ゾーンやスクールゾーンの安全対策を進めます。
- 交通事故相談業務の充実を図ります。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
交通事故発生件数	156件	100件
交通事故死傷者数	200人	140人
通学路の危険箇所数	26箇所	20箇所
「交通安全体制」市民満足度	34.9%	40.0%
「防犯体制」市民満足度	33.6%	40.0%
身近な地域で防犯活動・パトロール活動を「している」市民の割合	13.6%	20.0%

13. 生活環境 — 公害のない清潔感あふれるまちに

現状と課題

嬉野市における生活環境は、ごみの分別指導や環境美化推進員による環境美化活動に取り組んでいるものの、ごみの不法投棄や生活排水による河川の汚濁などにより、自然環境や生活環境の悪化を招いています。

悪臭や焼却等による生活環境への影響もあるため、家庭においてのごみ焼却禁止を徹底させるとともに、各種産業からの公害が出ないように、啓発に努める必要があります。

豊かで便利な現代社会は、一方で地球環境に大きな負担を負わせ、地球温暖化現象などの環境悪化を招いています。今後は、清潔感あふれる快適なまちにするため、再資源化・環境保全・環境美化に努めなければなりません。

基本方針

環境の悪化が人類などへ悪影響を及ぼしているため、市民・事業者・行政が協働して環境保全や環境美化の普及に努め、公害のない、人間と生き物が共生できる清潔感あふれるまちづくりを目指します。

主要施策

1 環境に配慮した取り組みの推進

- 環境に関する取り組みを計画的に推進するため、「嬉野市環境基本計画」を策定します。
- 自然環境や生活環境の保全及び環境美化啓発に努めます。
- ごみステーションにおけるごみの分別指導など、環境美化推進員による環境美化の啓蒙に努めます。
- 自然エネルギー、自然環境、植物などの環境資源を有効に活用し、CO₂発生量の抑制に努めます。
- また、生活排水、工場排水などの汚染物質の低減に努めます。

2 公害のないまちづくりの推進

- 公衆道徳の啓発に努め、生活型公害を生み出す要因を未然に防止します。
- 企業活動に伴う地域住民の健康や生活環境に関する被害を防止するため、定期的に地域や企業との協議・調整を行います。
- 水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、悪臭を防止する対策として、河川の水質検査や騒音・振動測定を実施し、検査結果について公表を行います。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
「緑化の推進状況」市民満足度	35.5%	40.0%
緑化運動を「している」市民の割合	56.7%	65.0%



14. 廃棄物処理 — 快適なまちづくりを目指して

現状と課題

〈ごみ処理〉

嬉野市では、「廃プラ」を分別収集し、燃やせるごみの減量化・再資源化・リサイクルを推進するなどごみの排出量の減量に努めていますが、今後も更にリサイクル率を向上させるとともにごみ減量化を推進する必要があります。

また、市内至る所にポイ捨てされるごみや、不法投棄される家電製品、産業廃棄物についても一向に減らない状況であり、このため、広報等による不法投棄防止の啓発及び指導・監視を強化しなければなりません。

今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式が定着している中において、ごみを減らす（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、資源を再利用する（リサイクル）という取り組み（3R運動）により、限りある資源を上手に使う「循環型社会」を形成しなければなりません。

〈し尿処理〉

し尿処理は、鹿島・藤津地区衛生施設組合において共同処理を行っています。年々増加する処理量に対処するため、今後は一層計画的搬入による処理量の平準化を図る必要があります。

現在、公共下水道事業や農業集落排水事業により一部供用開始され、生活排水も含め処理されていますが、まだし尿の量は減少していないため、適正かつ効率的な収集・処理体制の整備を推進していく必要があります。

基本方針

清潔感あふれる快適なまちづくりを目指し、ごみの減量化やリサイクルなどにより、限りある資源を上手に使う「循環型社会形成」の推進に努めます。また、効率的なごみ収集・運搬体制を整備するとともに、広域的な連携を含めたごみ処理施設の整備促進を図ります。

ごみの不法投棄・ポイ捨てについては、広報啓発活動やパトロールを強化し、適正処理を促します。

公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽などの総合的な生活排水対策と合わせ、し尿の適正な収集・処理体制の整備を進め、快適な住みよいまちづくりを目指します。

主要施策

1 ごみの減量化及びリサイクルの推進

- 「嬉野市ごみ処理基本計画」に掲げられた理念を基本として、市内のごみの排出量を抑制するため、減量化や3R運動の広報等を行うとともに、市民総参加のふるさと美化活動や再利用運動により、リサイクル率を高めていきます。
- 生ごみなどを減量するため、電動生ごみ処理機の活用を推進します。

2 ごみの収集・運搬体制及びごみ処理施設の整備

- 分別収集の見直しを行い、収集運搬業者への適切な指導及び監督により収集、運搬、保管、再生、処分など効率的な処理を行います。
- 既存のごみの焼却施設が老朽化しており、処理能力が低下しているため、ごみ処理の効率性・経済性の面から広域共同処理施設の整備充実に努めます。

3 不法投棄・ポイ捨て防止対策の推進

- 生活に大きな被害や悪影響を与える一般廃棄物及び産業廃棄物の不法投棄・ポイ捨てを防止するため、監視活動の強化（山間地域での重点的強化）・広報による周知を徹底し、関係機関との連携により、指導にあたります。
- 地域で発生した廃棄物の不法投棄等の不適正処理について、苦情相談及び行政機関への情報提供を県廃棄物監視員、環境美化推進員により活動を行います。

4 し尿の収集・処理体制の整備

- 「嬉野市生活排水処理基本計画」に掲げた理念・目標を達成するため、概ねすべての生活排水をそれぞれの施設で処理することとし、し尿の搬入量の平準化については、し尿収集業者に対する適切な指導を行い、構成市町との連携を深め、処理体制の整備に努めます。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
「ごみ処理・リサイクル等の状況」市民満足度	60.1%	65.0%
「し尿処理の状況」市民満足度	52.1%	57.0%
ごみ減量化のための3R運動を「している」市民の割合	80.5%	85.0%

15. 情報通信 — 新世代を支える情報基盤の整備

現状と課題

今日、情報通信技術が日進月歩の進化を遂げる中、文字、音声、画像、動画などのあらゆる情報をデジタル処理で編集・加工し、これらを大容量で双方向に送受信することが可能になるなど、IT¹⁴の進捗により、必要な情報を入力する際の時間と距離に関係なく、情報化は急速に進化しています。

近年、ブロードバンド¹⁵が普及し、インターネットの利用者が増加しています。また、携帯電話、スマートフォン、タブレット型端末などの通信機器の多様化や、ブログ、ツイッター、フェイスブックをはじめとするSNS¹⁶、動画共有サイト¹⁷などのソーシャルメディア¹⁸の普及、クラウドコンピューティング¹⁹の普及が進む一方、デジタル・ディバイド（情報格差）²⁰の拡大やICT利活用による環境負荷軽減などに的確に対応していくことが求められています。

CATV網などの高速情報通信網は市内全域で整備されていますが、多様な交流を推進していくためには、さらに光ファイバーなどを活用した超高速通信網のサービスエリアの拡充が必要となっています。また、市民の利便性の向上に加え、外国人観光客が観光施設の情報を容易に得ることができる環境が必要となっています。

市民の生活スタイルや価値観の多様化によって、日常生活においても情報通信技術を活用した行政サービスの向上に対する期待感は急速に高まってきており、様々な住民の情報に対する要望にこたえていくために、高度情報化の構築を図るとともに、個人情報の保護に十分配慮しながら、多様な媒体を効果的に活用し、行政情報を積極的に提供していく必要があります。

¹⁴ ITとは、情報技術のことで、コンピュータやデータ通信、ネットワークといった情報処理技術の総称。

¹⁵ ブロードバンドとは、大量の情報を高速で送受信できるインターネット接続サービスの総称。

¹⁶ SNSとは、Social Networking Serviceの略。インターネット上で、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の会員制のサービスまたはそのようなサービスを提供するWebサイト。

¹⁷ 動画共有サイトとは、インターネット上で、音声付きの動画を自由に投稿・閲覧できるサービスを提供するWebサイト。

¹⁸ ソーシャルメディアとは、インターネット上で、だれもが参加でき、双方向のコミュニケーションが可能なメディアのこと。利用者が発信した情報や利用者間のつながりによって成り立っている。

¹⁹ クラウドコンピューティングとは、インターネットを通じて、ソフトウェア、ハードウェア、データなどの各種コンピュータ資源を必要に応じて利用するサービス。ネットワークを雲（クラウド）の図で表すことが多いことに由来している。

²⁰ デジタル・ディバイド（情報格差）とは、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者の間に生じる格差。

基本方針

情報化は、これからの豊かな市民生活と活力にあふれる地域社会を形成する基盤と考え、ICT²¹の利活用により各地域や地区間、さまざまな団体や組織の境を越えた新しいつながりや新しい活動が生まれ育つ、新世代を支える情報基盤整備を目指します。

主要施策

1 多様な情報システムの整備

- インターネットの活用により、市内のどこに住んでいても高い水準の行政サービスを受けられるシステムの整備を図ります。

2 庁内情報ネットワークの構築とワンストップサービスの推進

- 行政情報のデータベース化・ネットワーク化・ペーパーレス化の整備を積極的に進めます。
- 庁内各部署が有する情報の一層の共有化と有効活用を推進することにより情報の一元化を図り、行政サービスのワンストップサービス²²を進めます。

3 時代に対応した行政情報化の推進

- ホームページやケーブルテレビ、また、地上デジタル放送を通じて、市政情報を積極的かつタイムリーに発信するとともに、市民ニーズを的確に把握して市政へ反映するため、市民との双方向の情報交流を推進します。
- 各種サービスの総合的な案内や申請書様式の提供等を行っていくとともに、国の動向をふまえて行政手続きのオンライン化の検討を進めるなど市民の立場に立った利便性の高いサービスの展開を図ります。

4 安全（セキュリティ）対策等の推進

- 情報通信システムの構築にあたっては、住所や電話番号等個人情報の漏洩を防ぐため、強固なセキュリティシステムの整備に努め、個人情報の保護に細心の注意を払う職員研修や市民講座の開催に努めます。

²¹ ICTとは、情報通信技術のことで、ITとはほぼ同義語だが、ICTは、IT＝情報技術に加えて特に通信コミュニケーションの重要性を強調した言葉。

²² ワンストップサービスとは、様々な行政サービスを一度の手続きで完了させらるるよう設計されたサービスのこと。

5 公衆通信回線等の高度化の推進

- 多様な交流の拡充を図るため、民間通信事業者が進めている光ファイバー等による情報通信回線の超高速化や新たな情報**インフラ**²³の整備を推進していくよう、国や県と連携して働きかけます。
- 市民や国内外からの観光客がスマートフォン等のモバイル機器により、イベント情報や観光情報などをまちなかで気軽に取得できるよう、**Wi-Fi**²⁴環境の整備を推進します。

目標指標

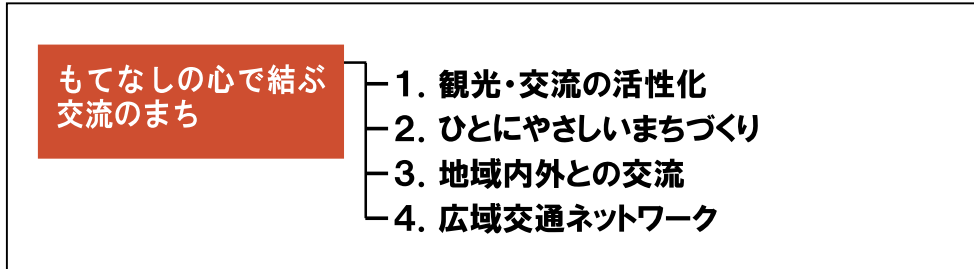
指標名	現状値	目標値(平成29年度)
市のホームページを「見たことがある」市民の割合	39.0%	50.0%
「情報環境」市民満足度	16.4%	20.0%

²³ 情報インフラとは、インフラストラクチャーの略称で、生産や生活の基盤を形成する構造物のこと。情報技術の世界で言うインフラとは、何らかのシステムや事業を有効に機能させるために基盤として必要となる設備や制度などのこと。

²⁴ Wi-Fiとは、標準規格の無線LAN(無線でデータ通信を行う)を利用した機器間の相互接続性が認証していることを示すブランド名。パソコンやゲーム機など、Wi-Fiが搭載されている機器は、無線アクセスポイントを利用してインターネットに接続することができる。

第3章 もてなしの心で結ぶ交流のまち

施策体系



戦略プロジェクト

「もてなしの心で結ぶ交流のまち」の実現を目指して、戦略的役割を担い、新しいまちづくりを牽引していくべき施策を「戦略プロジェクト」と位置づけ、次のとおり重点的に取り組んでいきます。

戦略プロジェクト

①東アジア観光・産業戦略プロジェクト

東アジア諸国からの観光客誘致や“うれしの特産品”の売り込み等を目指して積極的に海外現地事務所への市職員の派遣等を進めるとともに市内での受入体制の整備に努めます。

②「日本一のユニバーサルデザインのまち うれしの」プロジェクト

「日本一のユニバーサルデザインのまち うれしの」の実現を目指して、佐賀嬉野バリアフリーツアーセンターと連携を図り、全ての観光施設と公共施設等についてユニバーサルデザインに基づく整備・まちづくりを進めます。

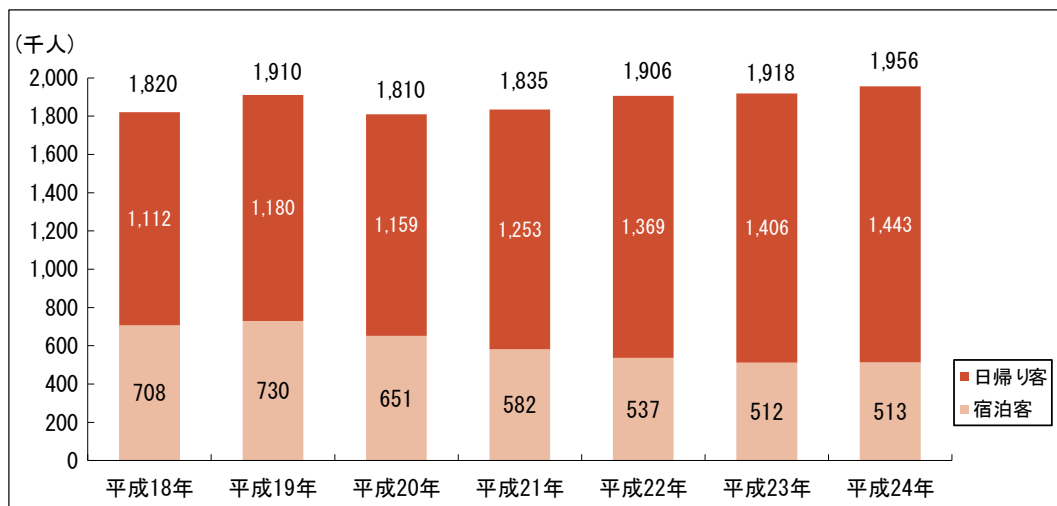
1. 観光・交流の活性化 — 活力あふれる観光地づくり

現状と課題

嬉野市の観光客数は195.6万人（平成24年／佐賀県観光客動態調査）で県内第5位ですが、このうち宿泊客数は51.3万人で県内第1位でした。しかし宿泊客数の推移をみると団体客の減少などから近年大きく減少しており、近年の小グループ旅行の増加など旅行傾向の多様化への対応や老朽化が進む宿泊施設の改良などが課題となっています。

一方、九州新幹線西九州ルートの開業や国の観光立国施策の充実などにより本市の観光ポテンシャルの高まりが期待でき、今後一層競合観光地との差別化を進めることや東アジアを中心とする外国人観光客の誘致に努めることなどが必要となっています。

嬉野市観光客数の推移



基本方針

豊かな自然や歴史資料、温泉資源等を組み合わせた多様な観光機能の充実に努めるとともに、減少傾向にある国内からの宿泊客を増加させる観光施策と併せて国際観光の推進にも積極的に取り組み、特に東アジア諸国向けの観光・産業戦略を充実し、外国人の観光客誘致を推進します。

また、ユニバーサルデザインの考え方を基本とし、安心・安全な「ひとにやさしい観光地づくり」の推進など、特色のあるまちづくりに取り組むことで観光客誘致につなげていきます。

主要施策

1 九州新幹線西九州ルート開業に向けた体制整備、強化

- 観光、商業、農業の産業団体・組織の連携化を進め、“うれしのブランド”の拡充、商店街と宿泊施設の再活性化の推進、観光イベントの充実と誘客体制の充実等により市の産業全体への活性化波及効果を目指します。

2 東アジア観光・産業戦略の推進

- 国際観光の推進のため、特に東アジア諸国からの観光客誘致や“うれしの特産品”の売り込み等を目指して海外現地事務所への職員派遣等を進めます。
- 外国人観光客の増加に対応するため、外国語表記の案内板などの市内環境整備を進めます。

3 各種会議、大会等の誘致促進

- 高齢者スポーツ大会や各種スポーツ合宿の誘致等に努めます。
- 国際会議、国際スポーツ大会の誘致に努めます。

4 ひとにやさしい観光地づくりなど特色あるまちづくりの推進

- 案内人制度（ボランティアガイド）の育成など「ひとにやさしいまちづくりによる観光地づくり」を推進し、佐賀嬉野バリアフリーツアーセンターと連携を図りながら、人や物などすべてにやさしい観光地の実現に努めます。
- 泉質の特徴を最大限活用した特色ある温泉地づくりを進めます。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
観光客数	1,956千人	2,200千人
外国人観光客数	20千人	50千人
宿泊客数	537千人	760千人
観光消費額	13,344百万円	17,920百万円
「観光振興の状況」市民満足度	17.1%	25.0%

2. ひとにやさしいまちづくり — すべてのひとのために

現状と課題

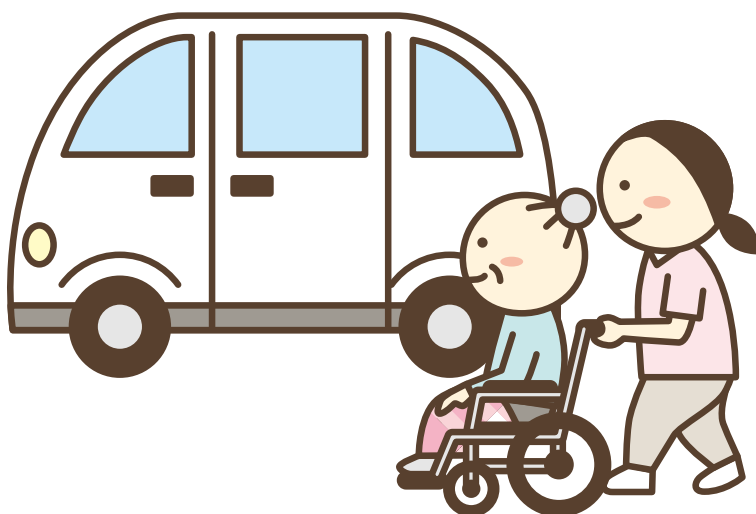
嬉野市では、「バリアフリーなおもてなしのあるまち」「観光と公共施設のユニバーサルデザインをすすめるまち」「住民同士が助け合うまち」を柱とする「ひとにやさしいまちづくりプラン」を基に、障がい者や高齢者などの体の不自由な人たちが、快適な社会生活や旅の楽しみを満喫できる環境づくりに取り組んできました。

市役所などの公共施設や観光施設のバリアフリー化、歩車道の段差解消、民間宿泊施設のユニバーサルデザイン化などを推進して、一定の成果が表れましたが、全体から見ればまだまだ、十分であるとは言えない状況です。

基本方針

「ひとにやさしいまち宣言」の趣旨に基づき、嬉野市民や、嬉野市を訪れるすべてのひとが、安全・安心に社会生活や観光を楽しむことができる「ひとにやさしいまち嬉野」の実現を目指します。

市民、事業者、行政が、協力・連携しながらハード・ソフトの両面の整備に取り組めます。



主要施策

1 「ひとにやさしいまち嬉野」の実現に向けた事業の推進

- 佐賀県ユニバーサルデザイン推進地区に選定された嬉野市は、「ひとにやさしいまち嬉野」の実現に向けて、「嬉野市ひとにやさしいまちづくり推進協議会」で協議を重ね、県と連携しながら市民と一体となって具体的事業の推進を図ります。
- 今後、新幹線の開通に向けて、新幹線駅前の整備を日本一のユニバーサルデザインで整備するよう検討していきます。

2 「嬉野市ひとにやさしいまちづくりプラン」の推進

- 佐賀嬉野バリアフリーツアーセンターでは、観光客及び市民に対して、バリアフリーに関する情報提供を行います。また、相手の立場に立って考える「おもてなしのきもち」の意識の向上を図ります。
- 普段は車いすを必要としない高齢者などが、気軽に散策を楽しめるように車いすのレンタルシステムを推進します。
- 「ひとにやさしいまちづくり」についての市民の意識づくりに努めます。先進的な取り組みを図る個人や企業の表彰及び市民への情報提供による啓発を進めます。
- わかりやすい案内板の設置、トイレの改修・整備、点字ブロックの整備、歩道の整備、段差の解消、駐車場整備など観光及び公共施設のユニバーサルデザインを基本としたまちづくりを進めます。
- ボランティアのスタッフの育成や活動の促進を図り、公共マナーを大切にす運動等を通じて互いを尊重し思いやる心を育て、住民同士が助け合うまちづくりを進めます。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
車いす対応トイレの設置箇所数	37箇所	45箇所
障がい者駐車場の設置数	9箇所	20箇所

3. 地域内外との交流 — 多様な交流を目指して

現状と課題

地方分権による地方の自主性が高まる中で、市内外の各地域との間では、ひと、もの、情報等の活発な交流が行われ、生活、産業、文化などさまざまな活動が、日常的に生活圏域や県境を越えて、より広域的に営まれています。

国際交流については、外国語指導助手の配置や民間レベルによる日韓・日中交流や草の根文化交流等が行われています。

一方では、少子・高齢化の進展による人口の減少に加え、観光客などの交流人口は減少の一途をたどり、交流事業の規模は年々縮小しています。

このようなことから、地域間の交流・連携をさらに促進するため、必要な情報提供等を相互に行い、地域の一体性を醸成し、各種関係団体とともに交流基盤の整備に努める必要があります。

また、観光資源や歴史、文化などを題材とした観光キャンペーンやイベントなど、多様な交流・連携事業に取り組んでいくことが重要な課題となります。

基本方針

地域の活性化のために、国際文化交流の推進を自主的、主体的に取り組むとともに他地域との広域的な連携により、それぞれの地域が持つ特色ある資源や魅力を共有し、人や地域が多様な交流・活動を展開できるよう普及と啓発、体制の整備や人材の育成を積極的に推進します。

主要施策

1 多種多様な地域内外交流の推進

- 市民が主体的に活動に取り組みやすくするためにインターネット等を活用した情報提供を充実します。
- 観光資源や歴史、文化などを題材とした広域的なツアー、観光キャンペーンやイベントなど、広域的な交流・連携事業に取り組みます。
- 各地域にある佐賀県人会やうれしのクラブ会員を主体とした集いを開催し、交流を図ります。
- 地域資源も含めた新たな観光資源の整備と交流の拠点となる新しい観光ニーズに対応した参加・体験・滞在型観光地としての整備および**グリーンツーリズム**²⁵の推進により観光地としての魅力向上と交流人口の増加に努めます。

²⁵ グリーンツーリズムとは、都市生活者等が農山漁村を訪問して、その自然と文化、人々との交流をありのままに親しむ余暇形態。

- 自然や社会環境が異なる地域にある学校の相互交流を推進することにより、自然とのふれ合いや他の地域の文化・人々の生活に接し、様々な体験を通して、郷土愛に満ちた心身ともにたくましい人材の育成を図ります。
- 生活、産業、文化など多種多様な団体の広域的交流基盤の整備と支援を行います。
- 地域内でのつながりが薄れている中、地域の一体性を醸成するため地域内交流を推進します。

2 国際性豊かな人材の育成

- 学校や社会教育施設等で外国の人々と直接交流し外国の文化に触れることにより、市民の国際理解を深めます。
- 青年海外協力隊経験者をはじめ、海外駐在経験者などの国際的な活動で培われた経験・実績を学校教育や生涯学習等の場で生かせるよう検討を進めるとともに、国際的に活躍できる人材の育成を図ります。

3 国際交流活動の推進

- CSO（市民社会組織）とも連携することによって国際協力に関する情報収集、ネットワークづくりを行い、市民レベルの国際協力活動の促進を図ります。
- 国際交流を推進する拠点として、市民ボランティアを育成し、活動しやすい基盤整備に努めます。
- 海外からのホームステイ、研修員や留学生の受け入れを支援します。
- 留学生に対して嬉野市の情報提供に努め、留学生相互のネットワークづくりを促進します。

4 外国人が活動しやすいまちづくり

- 市政情報の多言語化に努めるとともに、各種機関、ボランティアへの情報提供を充実し、サポート体制の整備に取り組みます。
- 外国人が市内でよりスムーズに活動しやすくするために、観光案内板などの外国語表記を充実するとともに、絵文字の効果的な活用を図るなどの環境整備を進めます。
- 日本語学習の機会や場の拡充を図るとともに生涯学習事業と連携し、日本語交流教室の開設を進め、地域での交流を促進します。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
「国内外との交流活動の状況」市民満足度	10.8%	20.0%

4. 広域交通ネットワーク — 未来の子どもたちのために新幹線の整備促進

現状と課題

新幹線西九州ルートは、平成34年頃の開業に向けて現在順調に工事が進められていますが、新幹線の整備にあわせ、新幹線嬉野温泉駅周辺整備を進めていく必要があります。

新幹線嬉野温泉駅（仮称）は、西九州地域の広域的玄関口として非常に期待が大きく、佐賀県南西部地区及び長崎県北部地域との交流・連携の強化が必要であり、それらの地域とを結ぶ広域交通ネットワーク網を整備していかなければなりません。

新幹線を活かしたまちづくりは、嬉野市のこれからのまちづくりの核となるものであり、市が一体となって、取り組んでいく必要があります。

基本方針

人・もの・情報の交流を促進する手段として、新幹線の果たす役割は非常に大きいものがあり、特に西九州地域を代表する嬉野市にとって、新幹線を活かしたまちづくりは将来の嬉野市のまちづくりの礎を築くことになるため、新幹線効果を最大限に発揮できるような魅力的なまちづくりに取り組んでいきます。

主要施策

1 早期完成に向けた国等への要望活動の推進

- 新幹線西九州ルートの早期完成に向け、国等への要望活動を積極的に行います。

2 西九州地域の新たな玄関口の形成

- 新幹線嬉野温泉駅（仮称）と西九州地域とを結ぶ交通結節機能を強化するとともに、嬉野市にふさわしい新幹線嬉野温泉駅周辺整備に努めます。

3 嬉野市街地との連携強化

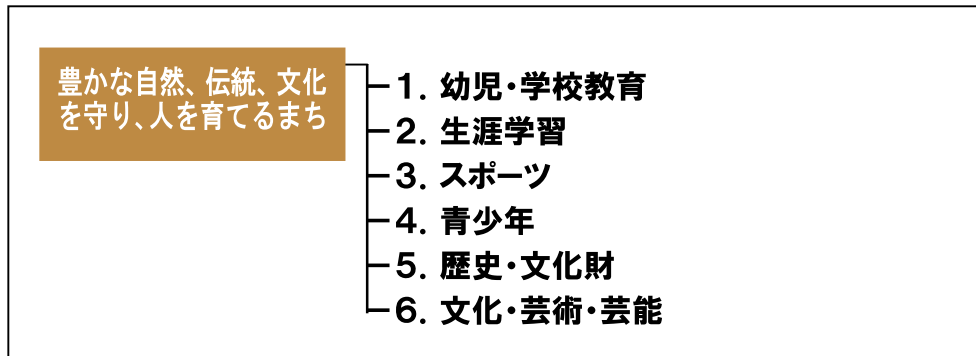
- 新幹線嬉野温泉駅（仮称）と市街地をつなぐ道路及び公共交通ネットワークの強化を図ります。

4 新幹線を活かしたまちづくりへの取り組み推進

- 新幹線を活かしたまちづくりに向けて、官民一体となって取り組みます。

第4章 豊かな自然、伝統、文化を守り、人を育てるまち

施策体系



戦略プロジェクト

「豊かな自然、伝統、文化を守り、人を育てるまち」の実現を目指して、戦略的役割を担い、新しいまちづくりを牽引していくべき施策を「戦略プロジェクト」と位置づけ、次のとおり重点的に取り組んでいきます。

戦略プロジェクト

①市民文化芸術活動推進プロジェクト

社会文化会館の活用など文化芸術活動基盤の充実を機に、レベルの高い本格的な市民芸術活動の実施や市民だけでなく観光客も対象とした文化芸術イベントの開催に努めます。

②スポーツに親しむプロジェクト

東京オリンピック・パラリンピックの誘致を受けて全国的にスポーツへの関心が高まっている中、本市においても市体育協会と連携し、総合型地域スポーツクラブを主体に、生涯スポーツの普及に向けた多様なスポーツプログラムの提供と効果的な情報発信によるスポーツに親しむ健康づくりを推進します。

1. 幼児・学校教育 — 生きる「歓びの声」が聞こえる教育のまちを

現状と課題

嬉野市には、小学校8校、分校1校、中学校4校があります。

市内小中学校の校舎、体育館の構造部材の耐震化は終了しましたが、非構造部材（体育館の吊り天井等）の耐震対策を早急に実施することが課題です。

一方で少子化により、児童生徒数の減少が加速する状況にあることから、校区の再編や学校の統廃合等に関する検討も必要になってきます。このため児童生徒や地域にとってのよりよい環境づくりの視点から幅広い意見の聴取と協議が必要になってきます。

学校が幼稚園や保育園との交流を持ち、就学前から基礎的な協調性や社会性を芽生えさせておくことは有効な方法です。合わせて、小学校間や小学校と中学校、中学校と高等学校、特別支援学校との交流など、豊かな交流を通して児童生徒の社会性の醸成を図っていくことは、今後とも大切になってくるものと考えます。

知育、徳育、体育、食育は重要な教育課題です。併せて、コンピュータ等を活用した情報活用力や英語を活用したコミュニケーション力の育成も今日的な教育課題です。また、いじめ問題等に見られるように、児童生徒の関わり合う力を高め、よりよい人間関係を培う心の教育が一層大切になってきます。

さらに、**インクルーシブ教育**²⁶の推進がますます求められています。一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに対応するための相談体制の充実や環境の整備、支援体制の整備が必要になってきます。

子どもたち一人ひとりの人格や個性が認められ、生きる「歓びの声」が聞こえる教育のまちを目指さなくてはなりません。

基本方針

大きな流れとして、教育基本法や第2期教育振興基本計画の具現化により多様な施策や事業を展開していきませんが、本市においてはこれらと並行して、地域と共にある学校づくり、校区再編と学校の統廃合等の研究、学校に求められる機能や体制の充実を推進します。

²⁶ インクルーシブ教育とは、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組みであり、障がいのある子どもが地域において初等中等教育の機会が与えられ、個人に必要な「合理的配慮」が提供されている等が必要とされている。

主要施策

1 学校施設の耐震力の強化

- 非構造部材の耐震対策を平成27年度までに終了するよう事業を進めます。

2 効果的な教育環境の整備

- 校区再編は、市全体を見通して行うことが必要であり、将来にわたって効果的な教育環境が得られるよう研究します。
- 基本的な学習態度を培うとともに、基礎学力の定着、向上を図るために、児童生徒一人ひとりが意欲をもって主体的に学ぶことができる学習環境を整備します。特に、ICT教育²⁷機器の導入・充実に努めます。
- 食の文化や歴史の学習、給食を通して栄養や健康面からの食の大切さや食に関わる人への感謝の気持ちを身に付けさせるようにします。

3 特別支援教育、適応障がい対策の推進

- 障がいのある児童生徒の個々の教育的ニーズに適切に対応するインクルーシブ教育の推進とともに、不登校や不登校傾向の児童生徒への支援を、幼稚園・保育園、小中学校、家庭、関係機関と連携して行い、充実した学校生活を送れるようにします。

4 地域教育力の活用

- 発達段階の違いによる学習及び生活指導のあり方の相互理解や学びの連続性を考慮した効果的な指導方法を作り出すために、幼・保・小・中の連携を図ります。また、地域の体験授業を積極的に行い、嬉野市を愛する心を育みます。
- さまざまな環境の下で元気に学び育つ仲間と交流し、豊かな人間性を育むために、小学校間、小中学校間、特別支援学校等各種学校との交流を推進します。
- 地域とともにある学校づくりを目指し、コミュニティ・スクール²⁸による地域との連携を図ります。児童生徒を中心に置き、学校、保護者、地域住民が一体となって取り組む施策を展開し、教育力の向上を目指します。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
特別支援教育支援員の配置	12人	必要とする学校へ配置
地域運営学校(コミュニティ・スクール)	4校	12校
「学校教育環境」市民満足度	36.1%	40.0%

²⁷ ICT教育とは、情報通信技術を駆使した教育のこと。

²⁸ コミュニティ・スクールとは、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。

2. 生涯学習 — いつでも、どこでも、だれでも

現状と課題

一人ひとりがそれぞれに学習の機会を求めるなか、多様化し高度化したニーズに対応し、情報の提供や環境の整備を行うことができる体制づくりが必要です。

特に、高齢化社会と言われるなか、ますます生きがいづくりとしての生涯学習の場が求められるようになり、豊かなまなびの場をテーマに掲げた高齢者教室の確立が必要です。また、図書館サービスの充実も求められています。

一方で地域の交流の拠点となる自治公民館における活動の支援並びに利便性と安全性を充実させた施設の整備に対する支援がさらに必要とされています。

さらに、地域活動の一環としての地域での様々な研修会の開催を推進し、講師派遣等の出前講座の充実が必要です。また、地域コミュニティとの連携についての体制づくりが課題となっています。

基本方針

「まちづくりは人づくりから」といわれるように、まちづくりの基本は人づくりにあります。生涯学習を推進することは、地域社会の活性化に向けての基盤を整備するものです。

市民一人ひとりが豊かで充実した人生を送るためには、生涯にわたり「いつでも、どこでも、だれでも」気軽に学ぶことができる生涯学習の環境づくりを推進することが大切です。

また、地域コミュニティとの連携を深め、一人ひとりが生涯にわたりいつでも自由に学習機会を選択し、自立した豊かで生きがいのある生活を送ることができるように生涯学習のまちづくりを進めます。

主要施策

1 学習機会や情報の提供、各種教室の充実及び学習支援体制の確立

- 生涯学習情報の提供とサークル活動の支援体制の確立を図ります。
- 生涯学習講座、放課後子ども教室の充実に努めます。
- 様々な学習活動をサポートする指導者・ボランティアの育成、確保に努めます。

2 高齢者教育の推進

- 生涯にわたる学ぶ気持ちの育成と生きがいづくりの支援の充実に努めます。
- 高齢者教室（若返り大学、ことぶき大学、出前講座）を推進します。

3 自治公民館活動の推進

- 地域の公民館活動、施設の整備への支援の充実に努めます。
- 自治公民館の新築・改修補助や出前講座の活用等支援していきます。

4 地域活動の拡充・活性化と基盤づくり

- 地域コミュニティとの連携による生涯学習の振興を図ります。
- 地域活動の活性化に寄与する出前講座の充実に努めます。

5 図書館サービスの充実

- 市民の社会生活の多様化に即したサービスの充実に努めます。
- 幼児から高齢者まで気軽に利活用しやすい環境・雰囲気づくりに努めます。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
生涯学習講座の開催	161 講座	180 講座
出前講座の推進	38 講座	50 講座
図書館利用者数の拡大	24,152 人	28,000 人
図書館貸出冊数	90,090 冊	100,000 冊
「生涯学習環境」市民満足度	25.6%	30.0%
市の講座や教室等による「生涯学習活動をした」市民の割合	16.2%	25.0%

3. スポーツ — スポーツに親しむ環境づくりの推進

現状と課題

東京オリンピック・パラリンピックの2020年の開催決定により全国的にスポーツへの関心が高まっています。

若者から高齢者まで全ての人が、健康に対する関心を高めるためにそれぞれのニーズに合わせた様々なスポーツへの対応ができる環境づくりと体制づくりが必要です。

スポーツ振興の基礎となる地域におけるスポーツ活動の推進として、各種スポーツの情報提供や用具の整備、指導員の養成などが必要となっています。

体育協会が法人化され、各スポーツ団体の中核としての機能の充実を支援することや総合型うれしのほほんスポーツクラブへの支援と連携を進めていくこと、さらには各種競技大会等の開催への取り組みや全国、九州大会への出場に対する支援制度の周知を図ることが必要です。

社会体育関係施設は老朽化が進み、修繕・改修等により整備を行っていますが十分ではなく、今後体育施設の改築が必要となっています。また、改修等により整備されたスポーツ施設の活用促進のためのPRを含め、観光関係との連携を深め、スポーツ大会・スポーツ合宿の誘致や利用促進の方策が求められています。

基本方針

健康に対する関心が高まるなか、健康の保持増進と体力の向上のため、生涯スポーツの重要性はますます高まるものと考えられ、市民だれもが生涯を通じて年齢や体力、目的に応じてスポーツに親しむことができる環境づくりを推進し、市民総スポーツ都市づくりを目指します。

また、観光関係と連携し、スポーツ大会やスポーツ合宿の受け入れ体制を充実し、誘致に努めます。



主要施策

1 生涯スポーツの振興

- だれもが生涯を通じて親しめ、健康の増進を高めるスポーツの推進に努めます。
- 軽スポーツの推進、総合型スポーツクラブへの支援と連携を進めます。

2 コミュニティスポーツの振興

- 地域でのふれあいと健康づくりを目指すレクリエーションスポーツの推進に努めます。
- 各小学校区での運動会の開催や地域に密着した総合型地域スポーツクラブの設立と活動を支援し、子どもから高齢者までスポーツに親しむ機会を拡充します。

3 スポーツ団体の充実・強化

- 体育協会の充実及び各スポーツ団体の活動の強化を推進します。

4 競技スポーツの育成・強化

- 体育協会加盟の各種目スポーツ団体の競技スポーツ活動を支援します。
- 全国大会、九州大会への競技出場について支援します。

5 スポーツ施設の整備、充実、活用促進

- 既存施設の整備改修と管理運営の充実による安全性、利便性の向上に努め利用を促進します。
- 市民のニーズや既存施設の利用状況等を踏まえ、新しいスポーツ施設の建設について検討します。

6 スポーツの広域交流事業等の誘致・開催

- 体育協会や観光部局と連携し、広域的なスポーツ大会・スポーツ交流事業の誘致・開催を推進します。
- リレーマラソン、スポレク大会及び柔道、バレーボール合宿等の誘致活動を進めるとともに、地域の振興に寄与するよう努めます。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
体育協会(種別競技団体の数) (県体種別競技数 28 種別)	18 団体	20 団体
総合型スポーツクラブの育成	1 団体	2 団体
「スポーツ環境」市民満足度	30.5%	35.0%
週1回以上スポーツ活動を「している」 市民の割合	29.4%	35.0%

4. 青少年 — 次代を担う青少年の健全育成

現状と課題

子ども会活動や青少年育成市民会議における事業での学校への参加募集依頼や作文募集等を行い学校との連携を進めていますが、地域との連携まで至っていない状況です。子どもたちの地域における活動の推進に向けた連携が課題となっています。

青少年に対する行事は子ども会及び青少年育成市民会議、放課後子ども教室で対応しています。子ども会、市民会議に対しては補助金による支援を行っていますが、各組織事務局の独立性確保が課題となっています。

家庭教育に関する事業については現在実施していませんが、社会教育、福祉との連携をどのようにできるか検討するなど、実施に向けて取り組んでいきます。

基本方針

青少年の健全な育成を図るには、学校・家庭・地域のそれぞれの教育機能を見直すとともに、地域、家庭の教育力を回復することが重要です。そのため、学校・地域・家庭の連携を強化し、相互連携、協力体制の整備・拡充を推進します。



主要施策

1 学校、地域ぐるみでの青少年育成の推進

- 青少年の地域活動、体験事業活動への支援の充実に努めます。
- 放課後子ども教室、夢づくり支援事業、弁論大会、体験活動事業等今後とも推進していきます。
- 子ども文化祭を拡充し、地域のさまざまな文化を体験し、親しむ子どもたちを育みます。

2 各種青少年育成活動団体の充実・支援

- 青少年の健全育成を推進する各種団体への支援、相互連携の推進を図ります。
- 青少年育成市民会議、子ども会連絡協議会活動への支援を進めるとともに各事務局の独立性を高めるよう促していきます。

3 家庭における育成機能の充実・支援

- 家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。

4 健康・福祉・教育部門の連携促進

- 健康・福祉・教育各部門の連携に努めます。
- 各種学級や講座の促進及び支援の充実に努めます。
- 放課後子どもプラン事業の充実に努めます。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
子ども会の設置地区数 (対象地区数 88 地区)	68 地区	88 地区
「青少年の健全育成環境」市民満足度	23.7%	30.0%

5. 歴史・文化財 — 価値ある歴史文化を後世に

現状と課題

市内には、国指定重要文化財の「西岡家住宅」、永寿寺の「木造不動明王及び二童子像」や、史跡「不動山窯跡」、天然記念物「嬉野の大チャノキ」、国登録有形文化財の「杉光陶器店主屋・一の蔵・二の蔵・三の蔵」、「池田家住宅主屋・座蔵・石垣」をはじめ、県及び市指定の文化財や窯跡など、多くの遺産があります。

社会の大きな変動の中で、各地の歴史や文化を語る遺跡や固有の歴史的集落・町並みも急速に失われてきました。平成 17 年 12 月に「塩田津」が重要伝統的建造物群保存地区として選定され、整備事業が進められています。

文化財は、先人たちが私たちに伝え残してくれた大切な遺産です。これらを把握するとともに新しい文化財を掘り起こし、後世へ保存継承していかなければなりません。また、埋蔵文化財についても、将来的な保存・活用を図る必要があります。

〔指定文化財一覧〕

指 定	種 別	件数	備 考
国指定	重要文化財	2	西岡家住宅 木造不動明王及び二童子像
	史跡	1	不動山窯跡
	天然記念物	2	嬉野の大チャノキ カササギ生息地
選 定	伝統的建造物群保存地区	1	嬉野市塩田津
登 録	登録文化財	7	杉光陶器店主屋・一の蔵・二の蔵・三の蔵 池田家住宅主屋・座像・石垣
県指定	重要文化財	2	石造眼鏡橋 木造神像及び仏像
	重要無形民俗文化財	1	両岩の小浮立
	天然記念物	1	唐泉山の椎の天然林
市指定	重要文化財	24	明治初期の本村地籍図 他 23 件
	史跡	6	西山陶山社 他 5 件
	重要有形民俗文化財	1	天保 5 年銘の唐箕
	重要無形民俗文化財	1	畦川内綾竹踊り
	天然記念物	6	千室神社のクスノキ 他 5 件
合 計		55	

基本方針

市民がふるさとの歴史や文化のすばらしさを再発見、再認識することにより地域を発展させ、価値ある歴史文化を後世に伝えることが可能になります。そのために調査、研究を積極的に行い、公開・活用を通して潤いのあるまちづくりに努めます。

主要施策

1 文化財の保護と意識の高揚

- 歴史や文化財に関する講座や見学会の実施、広報紙の配布などにより、歴史文化への理解と文化財保護の意識高揚に努めます。

2 文化財保存事業の推進

- 文化財は、地域の人々の心のよりどころとして生活の中に生きています。そのような観点から一般文化財や伝統芸能の保存・活用・啓蒙に努めます。

3 埋蔵文化財の調査と保存、公開

- 市内の遺跡調査を行い、あらたな遺跡の確認や定期パトロールにおける遺跡状況調査を実施し、埋蔵文化財の保護に努め、発掘された資料の展示公開などを行います。
- 開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査や学術調査による重要遺跡の確認保存を行います。

4 伝統的建造物群保存地区保存事業の計画的推進

- 旧長崎街道と川港で栄えた歴史的町並みとして国の選定を受けた「塩田津」の保存修理事業を継続するとともに、地区の生活環境の向上を図りながら文化財を生かしたまちづくりを推進していきます。
- 社会文化会館の完成により、一体となってイベントや企画展等の実施・活用を進め、市民や観光客等に対して参加・利活用を働きかけていきます。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
「地域文化を守り育てる活動の状況」 市民満足度	26.9%	30.0%

6. 文化・芸術・芸能 — 創る、観る、触れ合う、参加する活動の推進

現状と課題

市民主導の文化振興のための嬉野市文化連盟へ補助金による支援を行っており、事務局は体育協会が受け持っていますが体育協会が法人化したことにより、文化連盟の事務取扱いへの対応が課題となっています。

また、文化活動団体の後継者育成への支援も大きな課題となっています。

今後、既存の文化施設に加え、社会文化会館の完成によって優れた文化・芸術・芸能の鑑賞機会・市民活動の場の拡充をどのように進め、観光客も含めた市内外の多くの人に情報発信していくか課題です。

また、塩田地区、嬉野地区で実施されている文化祭の統合も課題となっています。

基本方針

市民が文化芸術への興味を深め、心の潤いを求めるための環境の整備拡充が重要です。そのための文化施設を充実させるとともに「創る、観る、ふれあう、参加する」活動を推進します。

主要施策

1 嬉野市文化振興基本計画の策定

- 嬉野市の文化芸術を高めていくため、嬉野市文化振興基本計画を策定し、長期的な視点で嬉野市の文化・芸術の振興に努めます。

2 伝統芸能・郷土芸能などの記録保存、後継者の育成

- 地域に伝わる民俗文化財の保存継承に努めます。
- 保存継承のための助成事業を推進し、後継者の育成・確保を図ります。

3 文化芸術活動の充実と市民活動への育成・促進

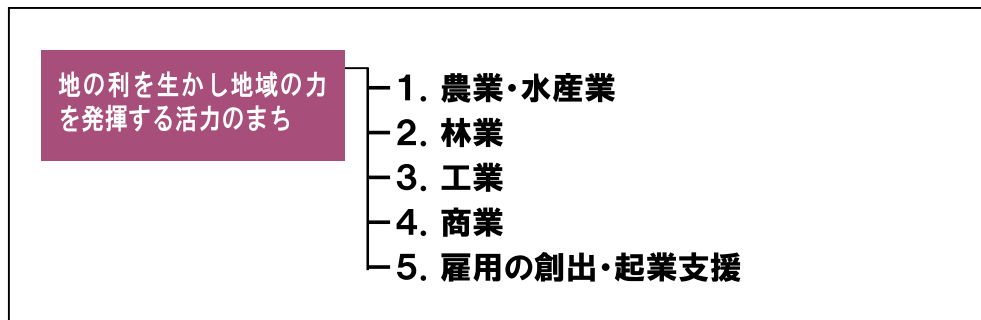
- 社会文化会館や嬉野市公会堂等を活用した優れた芸術文化の鑑賞機会の充実や各種文化事業の向上に努めます。
- 文化連盟による芸術文化活動への支援を充実し、社会文化会館や公会堂などの文化施設を活用したレベルの高い本格的な市民芸術活動の実施や短歌大会、川柳大会等の文化活動の実施充実を促します。
- 市民だけでなく観光客も呼びこむことができる文化芸術イベントの開催に努めます。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
地域に伝わる伝承芸能の数	66種類/団体	66種類/団体
「文化芸術環境」市民満足度	18.2%	25.0%

第5章 地の利を生かし 地域の力を発揮する活力のまち

施策体系



戦略プロジェクト

「地の利を生かし地域の力を発揮する活力のまち」の実現を目指して、戦略的役割を担い、新しいまちづくりを牽引していくべき施策を「戦略プロジェクト」と位置づけ、次のとおり重点的に取り組んでいきます。

戦略プロジェクト

①6次産業化推進プロジェクト

本市の地域特産品を生かした“うれしのブランド化”をさらに推進するとともに、農商工観光連携による6次産業化を通じて、地域産業の活性化をリードします。

②商店街機能再生プロジェクト

地元商店等の利用を促進するソフト事業の展開や商店街が市民・観光客を対象に開催するイベント等への支援を行い、市内での消費拡大を推進するとともに、買い物弱者の増加など高齢化社会の進展に対応した販売方法・開発への支援など商店街機能の再生に努めます。

1. 農業・水産業 — 未来を切り拓く農業の振興に向けて

現状と課題

嬉野市の農業は農産物価格の低迷、他産業への就業機会の拡大、定期的安定収入への依存による兼業化が進行しており、農家戸数及び耕地面積も年々減少しています。

農業の未来を切り開き、国際競争の中で持続的に発展していくには後継者の確保、経営の効率化に取り組み、足腰の強い農業経営づくりを支援する必要があります。

また、遊休農地の拡大を防ぐため、関係機関と連携し、担い手の育成とともに担い手への農地や農作業の集積を図り、大型機械導入による作業の効率の向上と、経営を安定させるための基盤整備を進める必要があります。

農地の有効活用と特色ある産地づくりを進めるため、施設園芸の拡大、特産農産物の開拓、うれしの茶のブランド確立など他産地との差別化を図る必要があります。

一方、消費者の視点に立った安全・安心な農産物を生産供給するための新たな取り組みが求められており、残留農薬基準の遵守や家畜伝染病の防除対策の強化を図る必要があります。

水産業においては、塩田川水系で零細な内水面漁業が営まれていましたが、漁業協同組合の解散により、今後の魚種の放流、資源確保が困難となっています。しかしながら、今後も水産資源の回復を図るために河川環境の保持が求められています。

基本方針

農村環境を守り、農地の持つ多面的機能を発揮する農村づくりを主眼に農村振興を図ります。

水田農業においては、食料・農業・農村計画に基づく対応が求められており、嬉野市の水田農業を持続的に発展させていくために、国・県との役割分担を踏まえ、農業者との連携を図り、足腰の強い担い手の育成に努めます。

遊休農地の拡大防止に努め、自然環境、市場環境、生産環境に応じた地域の特性を生かした生産性の高い農産物の振興を図るとともに、農村環境の保全、美しい景観の形成に努め、消費者ニーズに即応して、安全・安心な農産物の供給を図ります。

都市住民の農業に対する理解を求め、都市と農村の共生、交流を図るため、交流型農業の推進や6次産業化などにより、新たな付加価値を生み出す農業の推進を図ります。

主要施策

1 がんばる人を支援する農業生産基盤の整備

- 生産規模拡大や集約化にあわせて農地の基盤整備を推進し、生産性の向上・作業の効率化に努めます。
- 農地の流動化を図り、規模拡大への支援を強化し、農地の利用集積を推進します。

2 快適で住み良く、環境にやさしい農村づくり

- 減農薬・有機肥料使用などの農業を推進し、環境にやさしい農村づくりに努めます。
- 担い手への農作業の受委託を推進して、農地の利用集積を図り、遊休農地の発生防止及び解消に努めます。

3 活力ある担い手の育成と農業後継者の確保

- 高齢化及び後継者不足を解消し、農地、労働力、機械施設を最大限に活用しながら、生産性の高い農業経営を確立するため、集落等で生産から販売、収益分配まで一元的経理を行う「集落営農組織」を育成するとともに、これら経営体の法人化を推進します。
- 農家が誇りと希望を持って生活ができる農業の実現を目指し、生産性の高い農業経営体を育成するため、認定農業者等の支援活動を積極的に推進します。
- 農業後継者の確保のため、農業関係教育機関への進学者に対し助成します。

4 生産性の高い農産物の振興

- 米・麦・大豆などの土地利用型作物については、集落を基盤とした生産組織や認定農業者などを地域農業の担い手として確保・育成し、より効率的・安定的な経営、生産体制づくりに努めます。
- さらに、消費者・実需者ニーズに即した作物の需要拡大を推進し、販売体制を確立します。
- 野菜、花卉、畜産については、高品質・高能率産地としての確立を目指します。
- 関係機関と緊密に連携し、経費の低減や作業の効率化を図り、高度技術・品種改良の積極的な導入に努めます。

5 安全・安心な農産物の供給

- 消費者が求める、より安全・安心な作物の生産と環境にやさしい農業の推進に向け、有機栽培、特別栽培、エコ農業等の取り組み拡大を図るとともに、競争力のある収益性の高い農業の確立に努めます。
- 消費者へ、より安全・安心な農産物を提供するため、栽培管理日誌の記帳を推進します。

6 嬉野産ブランド力の向上と交流型農業の推進

- 産・学・官協働によるうれしの茶、畜産、いちご、大豆などの商品開発を進め、嬉野産ブランド力を高めていきます。
- 生産団体や販売業者等の連携した各種イベントの開催により、嬉野産農産物の普及に努めます。
- うれしの茶の歴史を市民や観光客に広めるための資料館を建設するなど、嬉野市農業の情報発信力を高めて交流型農業の拡大を図ります。

7 地産地消体制の充実

- 嬉野市内を訪れる観光客や交流客を対象とした直販体制の充実に努めます。
- 嬉野市産農畜産物を積極的に使用する小売店や飲食店等を「うれしの旬鮮食材取扱店」として認定・紹介し、消費者の地産地消に対する意識の向上と、地元農畜産物の消費拡大を推進します。
- 学校給食に地元産の農畜産物を積極的に取り入れるなど、市民を対象とした地産地消の取り組みを推進します。
- 地産地消の学校給食を通して、食教育と農業体験学習を一体的に実施する食農教育を推進します。

8 水産資源の確保

- 内水面漁業については、恒常的な魚種の放流や河川環境の向上のため新しい組織・体制の構築に努めます。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
「農業振興の状況」市民満足度	8.8%	15.0%
認定農業者数	87人	100人以上

嬉野産ブランド



いちご



地酒



嬉野茶



うれしの紅茶



温泉湯どうふ

2. 林業 — 共生の森林（もり）づくりを目指して

現状と課題

嬉野市の林業を取り巻く情勢は依然として厳しいものがあり、木材の輸入増加等を主因とした、木材価格の長期低迷、森林整備の担い手の減少、高齢化などにより林業生産活動が停滞し、手入れがなされずに放置され荒廃した森林が増えてきています。

森林の有する多面的な機能の高度発揮に対する市民の期待にこたえていくためには、「水土保全」、「森林と人との共生」、「資源の循環利用」を念頭に、育成複層林施業、長伐期施業等の計画的な実施や天然生林の的確な保全・管理、木材資源の効率的な循環・利用のための適切な保育・間伐の実施など、森林を健全な状態に育成し、森林資源としていくことを目的とした整備を図ることが必要です。

また、森林レクリエーションの場、森林教育の場、ボランティアなどが森林づくりに参加する場、都市と山村の交流の場等として、森林空間をさまざまに利用する森林の総合利用に対応した多様な森林資源の整備が必要です。

森林整備の基盤として、林道・作業道等、路網の整備を促進し、生産、流通及び加工段階における条件整備を地域一体となって積極的になって取り組むことが必要です。

基本方針

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

森林（もり）と人々（ひと）との語らいの場の整備を図り、自然環境や国土保全、水源の涵養等、森林の持つ公益的機能を発揮させる、共生の森林（もり）づくりを目指します。

主要施策

1 就労環境の整備及び林業従事者の育成

- 林業労働者の雇用安定、人材育成、福利厚生制度の整備を推進し、就労環境の整備に努めます。
- 林業の中心的担い手である森林組合については、森林整備推進するための体質強化を図り、経営の合理化や近代化への指導助言を行い、事業の拡充を目指します。

2 生産基盤の整備

- 林道及び作業道の開設・改良・舗装等の整備を推進するとともに適正な維持管理に努めます。
- 生産、作業コストの縮減のため高性能機械の導入を行い、省力、効率化に努めます。
- 健全な森林を長期的な観点から計画的に維持・育成していくため、森林を集約化し森林組合等が中心となり効率的な森林施業を目指します。

3 計画的な造林・保育の推進

- 良質な多良岳材の生産、ブランド化のため、民有林整備への補助制度を検討するとともに、枝打ち、間伐等、樹齢に適した保育作業の徹底と育林技術の向上に努めます。
- 森林の持つ公益的機能をより強く発揮させられる、特用林産物のしいたけ原木等、広葉樹の育林に努めます。

4 林産物の利用促進及び加工施設等の整備

- 間伐材の有効利用を図るため、需要開発、間伐材の商品化に向けて、既存の加工施設の有効活用を目指します。
- 良質材の生産を目標に、質的、量的に安定した生産体制を整備し、多良岳材としての出荷体制を整備します。
- 特用林産物の生産体制を整備し、安定した供給に努めます。

5 共生の森林（もり）づくりの推進

- 下宿地区生活環境保全林（みゆき公園）、岩屋川内地区生活環境保全林（22世紀アジアの森）、唐泉山生活環境保全林及び広川原キャンプ場については、広葉樹の植栽を推進し、景観の維持向上を図り、保健休養や文化教育等、森林とのふれあいの場としての整備を促進します。
- 市内に点在する自然景観を活用し、広葉樹植栽等の新たな森林整備を行い、共生の森林（もり）づくりを目指します。

目標指標

指標名	現状値	目標値（平成29年度）
「林業振興の状況」市民満足度	9.0%	12.0%

3. 工業 — 地場産業の活性化に向けて

現状と課題

嬉野市には、歴史ある伝統工業の焼物産業や酒造業・石工業のほか、誘致企業の自動車部品・船舶機械・アパレル等の製造業があり工業の中心を担っています。

近年、都市部での景気は上昇傾向の兆しがあるようですが、地方においては依然として厳しい状況下にあり、企業の経営安定化、生産性の向上のために地場産業の活性化に向けた各種支援を行うことが必要です。

基本方針

地場産業の振興発展のために、観光等と連携して“うれしのブランド”の確立を目指すとともに、関係機関と連携し、地場製品の販路拡大などの、各種支援を行い、地場産業の活性化を図ります。

主要施策

1 嬉野のブランディング²⁹と地場製品の販路拡大

- 市内外でのイベント等における地場製品の紹介やPR活動を行うなど、“うれしのブランド”の確立を目指した活動を展開するとともに、県をはじめとする関係機関と連携し、国内外での販路拡大を目指します。

2 観光、農業、商業と連携した地場産業の振興

- 吉田地区を中心とした窯業の活性化に向け、情報交換の場の支援、技術・芸術性の向上、究極の人気商品開発、宣伝などによる窯業の振興を図ります。
- 農業・観光との連携により、地元製品の販売支援、需要と供給の安定化、情報発信によるPRなどに努め食品加工業の振興を図ります。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
「工業振興・企業誘致の状況」市民満足度	5.1%	10.0%

²⁹ ブランディングとは、顧客の視点から発想し、ブランドに対する共感や信頼など顧客にとっての価値を高めていくための活動のこと。

4. 商業 — まちの顔、地域の顔の商店街づくり

現状と課題

近年、生活様式（ライフスタイル）の変化、潤いや快適性を求める消費者の価値観の変化に伴い、商店街に求められる機能は、単に物品の販売に止まらず、サービスやレジャーなどますます多様化、高度化する傾向にあります。

また、大型無料駐車場を備えた近隣の郊外型大型店へと客が流れ、商店街では空き店舗が増加し、市街地の空洞化が進行しています。

このような状況の中、小売店でしかできないきめ細かな独自のサービスや情報の提供など、魅力ある小売店を育成する必要があります。

商店街の集客力を高めるためには、空き店舗対策や商店街の活性化事業など商業施策を従来にも増して一層積極的に推進し、魅力と賑わいのある商店街、商業拠点を形成することが課題となります。

基本方針

商店街は「まちの顔、地域の顔」であり、「市民と観光客の交流・ふれあいの場」であることから観光客を含めた消費者把握に努めるとともに、個性に富んだ魅力あふれる小売店の育成や商店街の活性化を支援します。

また、高齢化や人口減少などの環境変化に対応し、消費者の利便性を高めるための取り組み強化を支援します。

主要施策

1 商業地の環境・景観整備と賑わいの創出

- 市民と観光客が集うにぎわいの場の再生と創造に向け、商業者との協働のもと、嬉野温泉駅周辺整備事業や、塩田津の歴史的町並み整備を行い、商業地の環境・景観整備を進めるとともに、独自サービスや商業イベントの支援で賑わいの創出に努めます。

2 消費者の視点に立った、商店街の利便性の向上

- 空き店舗対策や地域に密着したサービスの展開等を図り、高齢者等が気軽に買物に行けるよう商店街の利便性を高めるよう支援します。

目標指標

指標名	現状値	目標値（平成29年度）
「商業振興の状況」市民満足度	5.3%	20.0%
商店街の空き店舗率	24.6%	20.0%
市内の商店での買い物を「している」市民の割合	59.2%	65.0%

5. 雇用の創出・起業支援 — 若者が定着できる魅力ある企業の誘致

現状と課題

市内には誘致企業が数社ありますが、地元志向を持つ若者が就職するには十分な雇用状況ではありません。少子高齢化が進む中、高校・大学の新卒者の多くが県外へと流出しているため、今後ますます人口減になることが予想されます。

その抑止策の一つとして、雇用の拡大を図るため、新たな製造業、地の利を活かした流通業などを受け入れるための工場適地の整備を進めるとともに企業立地への優遇措置を講じ企業誘致を図っていく必要があります。また、近年は全国的にみて温泉地周辺に情報関連産業などが立地するなどの新しい動向も見られることから、新しい視点で企業誘致に取り組むことも求められています。

観光、医療、福祉、環境など将来的な発展が望まれる分野での起業を促すため、相談・指導体制の充実など支援措置を講じる必要があります。

基本方針

雇用の場の拡大を図るため、既存企業及び新規企業の受け皿となる工場用地の確保に努めます。また、新しい視点で市街地内に情報関連産業などの誘致に取り組んでいきます。

企業立地に関する優遇措置など積極的に情報提供を行い、企業誘致を促進します。

主要施策

1 雇用の創出

- 既存企業の規模拡大や新規企業の進出を推進するために、超高速通信網の拡充など各種都市基盤（インフラ）整備を推進します。
- 若年層の地元定着を目指すとともに、女性・障がい者の積極的な雇用促進について企業に理解を求めていきます。

2 起業支援の推進

- 起業者に対し、優遇措置などの情報提供や活用方法などを指導し、新規企業の創出を図ります。
- 観光・医療・福祉・環境など将来的な発展が望まれる分野での起業を促すため、支援措置を検討していきます。
- 企業及び地域間における連携・調整に努めます。

3 企業立地の推進

- 企業立地の推進を図るため、優遇措置などの情報提供を積極的に行い、関係機関と連携し、工場用地を確保、整備し、若者が定着できるよう魅力ある企業の誘致を目指します。
- 企業立地の新しい動向等も踏まえ、市内の温泉地や商業地の周辺などに情報関連産業等の誘致を働きかけて企業立地を目指します。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
「雇用の創出・起業支援の状況」 市民満足度	4.6%	10.0%

・・・地域コミュニティ運営協議会・・・

久間地区



ふれあい農産物直売



だご汁ふるまい



運動会



丹生神社秋祭り（奉納の舞）



かかし祭り



蛭の里再生事業

大草野地区

吉田地区



ウナギとツガニの放流



吉田夏祭り



子ども夢会議



なんごとや歌のつどい



郷土料理をいただく会



「五町田っ子集会」発表会の練習

五町田地区

轟・大野原地区



轟小学校親子しめ縄づくり教室



不動ふれあいまつり



農産物品評会、即売会



男性の料理教室



グラウンドゴルフ大会



昔遊び体験

塩田地区

嬉野地区



グラウンドゴルフ大会



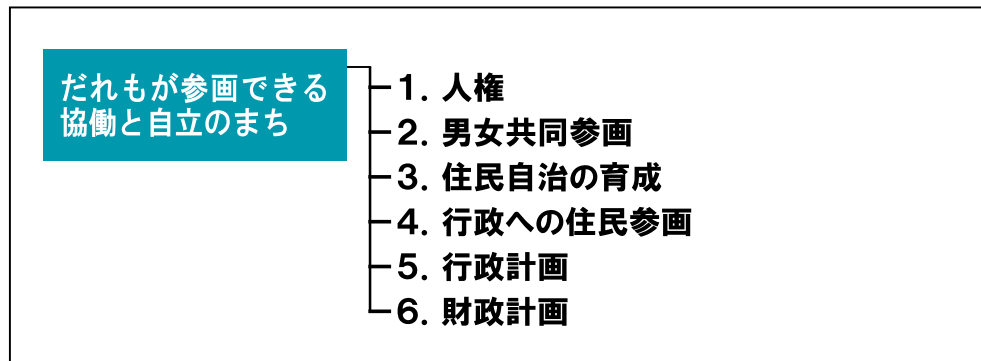
ストップマーク



ロコモティブシンドローム健康講座

第6章 だれもが参画できる 協働と自立のまち

施策体系



戦略プロジェクト

「だれもが参画できる協働と自立のまち」の実現を目指して、戦略的役割を担い、新しいまちづくりを牽引していくべき施策を「戦略プロジェクト」と位置づけ、次のとおり重点的に取り組んでいきます。

戦略プロジェクト

①全国に誇れる地域コミュニティ活動プロジェクト

小学校区を範囲とし、老人会、婦人会、PTA など多くの団体が参加するコミュニティ体制の確立により地域の課題は地域で対応することや市民と行政の協働によるまちづくりを推進する全国でも先進的な自立と協働のまちづくりに努めます。

②健全な財政運営プロジェクト

今後とも合併に伴うインフラ整備や新幹線駅決定に伴う駅周辺整備事業など大型の投資事業の継続が見込まれますが、行財政改革大綱に基づく経常経費の抑制・節減や自主財源の確保、さらには国・県の支出金など依存財源の確保・有効活用等に努め、将来にわたって健全な財政運営に努めます。

1. 人権 — お互い認め合うまちを目指して

現状と課題

嬉野市に住むすべての人が、いかなる場合においても、差別されることなく、ひとりの人間として人権を尊重され、また、地域においても社会の一員として認められ、あらゆる機会の平等が保障されなければなりません。

しかし、現実には、女性、子ども、障がい者、外国人などに対する差別や偏見、あるいは、いじめ、虐待、DV（家庭内暴力）など、様々な人権問題が存在しています。

基本方針

「まちづくりは、ひとづくりから。ひとづくりは、人を大切にすることから」という考えを起点に、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの理念のもと、お互いを認め合う人権意識の根付いたまちを目指し、学校、職場、地域などあらゆる場における人権教育の推進と環境整備としての「ひとにやさしいまちづくり」を推進します。

各種啓発活動をとおして、いかなる差別も認めない人権尊重の精神の育成に努めます。

また、嬉野市では、犯罪被害者のサポートを目的として「犯罪被害者支援室」を設置しており、県支援センターや警察等関係機関など関係機関との協力体制を強化していくとともに、犯罪被害者相談窓口の利用を促すホームページやチラシ配布等での広報活動を充実させていきます。

主要施策

1 ひとを大切にする教育の推進

- 性別、年齢、国籍や障がいの有無などにより、ひとを差別することなく、お互いを認め合うことができるような人権教育を効果的に推進します。
- 「ひとにやさしいまち」都市宣言を行い、市民のみならず、観光客等に対しても、相手の立場に立って接することができるように心豊かな人間性の育成に努めます。

2 ひとを大切にする環境づくり

- バリアフリーやユニバーサルデザインの理念に基づき、すべてのひとが、わけへだてなく社会生活を過ごせるように、公共施設などの環境整備に努めます。

3 人権擁護活動の推進

- 人権擁護委員、民生委員・児童委員、保護司等の協力により、人権擁護活動の推進を図ります。

4 人権・同和教育の推進

- 基本的人権を擁護するため人権意識の普及と高揚に努め、あらゆる差別と偏見のない自由と平等な地域社会形成のため、市民と一体となった取り組みを推進します。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
「人権尊重のまちづくりの状況」 市民満足度	16.7%	20.0%

2. 男女共同参画 — 一人ひとりが輝き自分らしく生きられる社会づくり

現状と課題

国においては、平成 11 年に男女共同参画社会基本法が施行され、男性と女性が性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が「21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題」と位置づけられています。

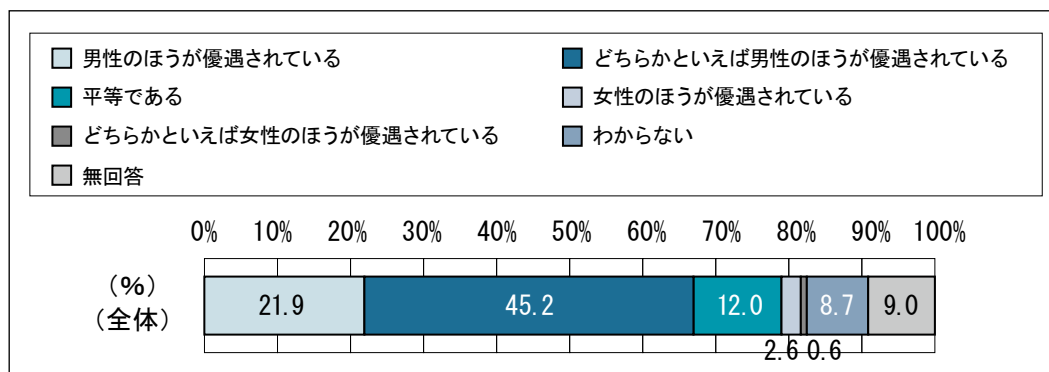
嬉野市においても、これまで「嬉野市男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画社会実現のための様々な施策を総合的かつ計画的に進めてきた結果、男女共同参画に対する市民の意識も少しずつ向上してきました。しかし、いまだに女性に対する不平等な社会通念や慣習などが職場や地域、家庭などに根強く残っているのが現状です。

真の男女共同参画社会を実現するためには、男女を問わず、個人が自己の生き方を主体的に選択し、職場、学校、地域、家庭などに対する責任を平等に分ちあえるような社会をつくっていくことが必要とされています。

あらゆる差別を解消するためには、広範な教育の機会を通じて、教育や学習により、人権の尊重や男女共同の意識を育んでいく必要があります。

下図は平成 23 年度に実施した「男女共同参画に関する意識調査」結果の抜粋ですが、男性優位の実態がうかがわれる結果となっています。

男女の地位の平等感（社会通念・慣習・しきたり）にかかる意識調査結果



基本方針

家庭や地域、職場、学校など身近なところから、まちづくりなどのあらゆる場面において男女共同参画意識を高めるとともに、性別にかかわらず一人ひとりの個性と能力を十分発揮できる環境づくりに取り組みます。

社会のあらゆる分野に男女の視点が生かされ、反映されるよう意思決定過程への女性の参画拡大を図ります。

主要施策

1 男女がともに参画できる環境づくりの推進

- 家庭や地域において、男女の役割を固定化する古い慣習やしきたりを見直すために男女平等教育の機会を増やし、女性が地域活動に参加しやすい環境づくりを図ります。
- 学校教育でも人権教育・男女平等教育の推進を図ります。

2 男女がともに能力を発揮できる環境づくりの推進

- 家庭と職場が両立できるように、男女がともに協力した家庭生活の推進を図り、職場での働きやすい環境の整備、支援を進めます。
- 市の政策立案や各種民間団体における方針の立案・決定に男女が共同して参画する機会を確保します。

3 健康・福祉における男女共同の地域社会づくりの推進

- いかなる暴力も許さない地域づくりの啓発に努め、相談体制の充実を図ります。
- 母性の尊重と男女の生涯にわたる健康づくりを支援します。

4 市民と行政の協働による推進体制づくりの推進

- 「男女共同参画行動計画」に基づく市民と行政の協働による推進体制づくりを図ります。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
男女の地位の平等意識(社会通念・慣習・しきたりについて男女平等であるとする回答比率)	12.0%	25.0%
審議会等の委員に占める女性の割合	25.9%	40.0%
「男女共同参画の状況」市民満足度	17.4%	20.0%

3. 住民自治の育成 — 豊かな地域づくりを目指して

現状と課題

嬉野市では、小学校区を基本の範囲とした新しい住民組織「地域コミュニティ」を推進しています。その大きな要因の一つとして、全国的な課題でもある「少子高齢化」の問題があります。特に高齢化により、今後、独居老人世帯や高齢者世帯の増加により防犯・防災などの課題が各地域で増加していくことが予想されます。また、今はよくても将来的には、小さな一つの行政区では各種役割の担い手や地域の様々な課題に対応できるのかも懸念され、将来のためにも、今のうちに足腰の強い行政区や各種団体連携の「7地区の地域コミュニティ運営協議会」を設置し、それぞれに特徴ある活動を行っています。

基本方針

市民と市は対等の関係で互いに補完しあって、各々の役割分担により地域づくりを進めていく時代になりつつあります。地域でできることは地域で(自助)、地域だけではできないことは地域と行政の協働で(共助)、地域でできないことは行政で(公助)といった「補完性の原理」に基づいた地域づくりを行っていく必要があります。「地域コミュニティ」の推進はこの基盤づくりでもあります。

嬉野市が推進する7地区の地域コミュニティ運営協議会は、これからも、より安全・安心に暮らすことができ、住んで良かった、これからも住み続けたいと実感できる地域を築き上げるために、地域住民が「互惠互譲」の気持ちで、お互いに協力し合って話し合いや活動をする組織です。

また、「7地区の地域コミュニティ」がテーマを持った地域づくりを進めていく上で、NPOとの関わりが重要となってきます。市では、NPOへの支援とその中間支援組織づくりについても推進していきます。

主要施策

1 コミュニティ意識の醸成

- 市報や市のホームページを通じ、「地域コミュニティ」の必要性などについて啓発を行い、地域市民の方への地域コミュニティに対する理解を高めます。
- 7地区の地域コミュニティ運営協議会が、それぞれの地域活動状況等を掲載した情報紙を発行することで、より活発な活動になるよう支援します。

2 コミュニティ活動の促進

- 多くのCSOが参加する7地区の地域コミュニティ運営協議会が実施する活動に対してこれまで以上に支援していきます。
- NPO、ボランティア団体を新たな公共サービスの担い手として積極的に位置づけ、市との協働を推進しています。
- 7地区の地域コミュニティ運営協議会の連携や塩田地区・嬉野地区及び市全体の住民組織のネットワーク化を促進し、住民組織の一体感の醸成やNPOとの連携が円滑にできるよう努めます。
- 7地区の地域コミュニティごとに市職員サポーター制度を活用し、組織的に地域活動を側面から支援します。
- 市事業の住民団体を受け皿とする外注化による財政的な支援を促進します。

3 コミュニティ施設の整備

- 地域の情報発信や交流の拠点及び事務局としての機能を充実させます。
- 市の職員サポーター制度を活用し、きめ細かな各種相談、情報提供並びに各地域コミュニティ運営協議会の活動支援を行います。
- CSO・ボランティア交流拠点の整備を行い、NPOの設立・運営支援や各種CSO・ボランティアの交流や情報提供を促進します。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
「コミュニティ活動の状況」市民満足度	28.5%	35.0%

4. 行政への住民参画 — 市民主体の協働のまちづくり

現状と課題

少子・高齢化、国際化、高度情報社会の急速な進展、地球的規模での環境保全意識の高揚などにより、市民ニーズも、複雑化、多様化、高度化してきました。

市民意識や価値観の変化に応じた施策を展開するには、的確に市民ニーズを把握し、施策に反映することが必要であり、その方法の一つとして市民の市政参画があります。

どのような内容の市民ニーズを把握したいか、また、どのような分野に市民の意見を生かしたいかといった目的によって参画の方法は異なりますが、幅広く市民の意見を集め、十分に分析し、行政施策に反映していかななくてはなりません。

さらに、行政の計画、実行、評価の各段階でどう市民が参画し“協働のまちづくり”を進めていくか、仕組みづくりが急がれます。

基本方針

市の政策形成過程を始め、あらゆる機会を通じて、市民のまちづくりへの参加を進めるとともに、自覚と責任を持った市民の活動などを最大限に活用し、積極的な参画と協働のまちづくりを進めます。

また、7地区の地域コミュニティによる、地域内まちづくり計画策定やネットワーク化による連絡協議会設立等により、きめ細かな市政参画の場とします。

主要施策

1 市民参画の確立と推進

- 市政の様々な局面において、市民の意見をより広範にかつ公正に、反映できる制度を確立し、市民の自立と責任を伴う行政との「協働」の場の拡充に努めます。
- 市民参画を支える人材育成や人材情報の提供を効率的に行い、組織・団体への支援を行います。

2 地域ごとのまちづくり計画の策定

- 市民と行政が協働してまちづくりを進めるために、市民自身が行政とともに地域・地区の実情に即したきめ細かな「まちづくり計画」を地域・地区ごとに策定し発展させ、市民の自発的かつ自律的なまちづくりを促進するとともに人材育成にも努めます。
- 市は各種計画と整合を図り、市民の声を積極的に市政に反映させていきます。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
「市民参画・協働の状況」市民満足度	18.4%	25.0%

5. 行政計画 — 簡素で効率的な行政運営

現状と課題

嬉野市は、これまで「嬉野市行財政改革大綱集中改革プラン」を策定し、これを基本に健全で効率的な行政運営に取り組んでいます。

しかし、今後も少子高齢化の進行や厳しい財政運営が続くと予想され、新たな行政課題の発生や市民ニーズがますます多様化することが推測されます。

このため、組織・機構の見直しや定員管理の適正化を推進し、社会情勢の変化を踏まえた事務事業の見直し、開かれた行政の実現のための適切な行政情報の公開等による行政の透明性の向上を図っていく必要があります。

自己啓発の奨励、人を育てる人事管理、職場外での職員研修の実施、地域活動への職員の積極的な参加により地域の実情に即した行政サービスが展開できる人材の育成、確保を図り、市民と協働してまちづくりを推進していく簡素で効率的な行政組織の再編整備を図る必要があります。

基本方針

複雑多様化する市民のニーズや高度情報化の進展などの社会経済情勢の変化に的確に対応していくため、各部署間での連携を強化し、簡素で効率的かつ弾力性に富んだ行政執行体制の確立を図りながら市民サービスの向上に努めます。

また、行政評価システムを構築し、市民の立場に立った成果重視型の行政運営を実現します。

さらに、職場研修や自己啓発により職員の能力を開発し、地域の課題を自らの創意と工夫で解決する資質と能力の向上に努めるとともに、人を育てる人事評価制度の導入や任用制度の多様化により、人材の育成、確保に努めます。



塩田庁舎



嬉野庁舎

主要施策

1 行政運営の高度化

- 新たな行政課題や市民のニーズに対応できる組織機構の見直しを行い、行政運営のコスト削減を図り、事務事業のシステム化、ネットワーク化を推進し、行政運営の高度化を図ります。

2 市民サービスの向上と行政評価導入

- 市民の負担の軽減や利便性を向上させ、情報の公開を積極的に推進し、市民サービスの質的向上に努めます。
- 市民の立場の行政評価システムの構築を行い、評価の結果を公表し、市政に反映させます。

3 職員の人材育成

- 職員研修の充実に努め、自主的な市政研究グループの育成・支援等により、職員の能力向上を図ります。
- 適正な定員管理及び人事評価制度の導入により、人材育成を目的とした定期的で計画的な異動（ジョブローテーション）の確立や専門職制度、技術職の確保など人材育成・確保と連携した職員配置に努めます。
- 専門的な知識・技能を有する専門家の中途採用や期限付き採用など任用制度を多様化し、有能な人材の確保を図ります。

目標指標

指標名	現状値	目標値（平成29年度）
「行財政改革の状況」市民満足度	12.6%	20.0%
「広域的連携によるまちづくりの状況」市民満足度	13.9%	20.0%

6. 財政計画

現状と課題

国の法改正により合併特例債を利用できる期間が延長できるようになりましたが、長年にわたる不況等からようやく回復傾向へと転じているものの、課税標準額の低下が続いており、厳しい財政状況となっています。一方で歳出面では社会保障関連経費が一貫して増加していることに加え、近い将来、大型投資事業への繰出金などの増加が見込まれる状況にあります。

今後とも、少子高齢化社会による福祉対策や生活基盤整備など増大・多様化している市民ニーズに対応する施策の充実が求められており、行財政改革大綱などに基づく行財政構造の見直しを進め、これまで以上に財政健全化の取り組みを推進する必要があります。

市の予算決算等の財政状況は、市報やホームページ等で公開していますが、市民にもわかりやすく説明し財政状況を理解してもらう必要があります。

基本方針

豊かで活力のあるまちづくりを推進するため、安定した歳入の確保に努めるとともに、経常経費の節減と課税客体の増加を図り、限られた財源の効果的・重点的配分を行い、計画的で効率的な財政運営に努め財政の健全化を目指します。

主要施策

1 計画的・効率的な財政運営

- 行財政改革大綱及び本総合計画後期基本計画に基づき、経常経費の抑制・節減により計画的・効率的な財政運営を推進します。
- 中長期財政計画に基づき、投資的経費の重点的・効果的配分を行います。

2 積極的な自主財源の確保

- 電子システム等を有効に活用し、課税対象の適正な把握と収納率の向上に努めます。
- 受益者負担の見直しにより使用料・手数料・分担金の適正化を図ります。
- 地域産業の振興、企業誘致等による財源の確保に努めます。

3 依存財源の確保と有効活用

- 国庫支出金や県支出金などの財源を確保し有効活用を図ります。このため、合併特例債を有効活用できるよう新市建設計画を変更します。
- 市債は財政規模に見合った公債費負担を見極め、計画的な運用に努めます。

目標指標

指標名	現状値	目標値(平成29年度)
経常収支比率※	89.0%	90% 前半
実質公債費比率※	9.5%	7% 前半
市税徴収率(一般会計)	79.8%	80% 前半

※注釈

「経常収支比率」

経常収支比率とは、税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかをみることで、財政の健全性を判断します。この比率が高くなる程、公共施設の整備など投資的な経費に充当する財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなります。

「実質公債費比率」

市の借入金の元利償還金(返済金)の水準を測る指標のことで、この数値が18%を超える団体は市債発行の時、県知事の許可が必要となり、25%を超えると一部の市債発行が制限されます。

嬉野市総合計画後期基本計画

【第3部】 資料編



和泉式部公園

1. 嬉野市総合計画後期基本計画策定経過

年	月	日	事 項	内 容
平成25年	5		総合計画審議委員募集	一般公募1名
	8		総合計画審議委員募集	一般公募2名
	9		市民意識調査の実施	市民アンケート調査 対象者 2,000 人、回収率 39.5%
	12	24	第1回総合計画審議会	委嘱状交付 会長・副会長の選任及び部会の編成 諮問 市民アンケート調査結果の説明
平成26年	1	28	第2回総合計画審議会	各部会（4部会）による審議 総務部会・経済部会・建設部会・ 文教厚生部会
	1	31	パブリックコメントの実施 (2月14日まで)	
	2	20	第3回総合計画審議会	後期基本計画の審議 答申
	3	24	市議会3月定例会（議決）	

2. 嬉野市総合計画後期基本計画諮問・答申

諮 問 書

嬉 企 第 2 8 7 号
平成 25 年 12 月 24 日

嬉野市総合計画審議会
会長 犬尾 敦 弘 様

嬉野市長 谷口 太一郎

嬉野市総合計画について（諮問）

嬉野市総合計画審議会条例第2条の規定により、嬉野市総合計画について
貴審議会に諮問いたします。

答 申 書

平成 26 年 2 月 20 日

嬉野市長 谷口 太一郎 様

嬉野市総合計画審議会
会長 犬尾 敦弘

嬉野市総合計画について

嬉野市総合計画審議会条例第2条の規定により、平成25年12月24日付け
嬉企第287号で諮問された嬉野市総合計画につきましては、当審議会
で慎重に審議した結果、別冊「嬉野市総合計画後期基本計画」のとおり
答申いたします。

3. 嬉野市総合計画審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

役 職	委 員 名	所 属 等
会 長	犬尾 敦弘	嬉野市地域コミュニティ運営協議会連携・交流会
副会長	池田 榮一	嬉野温泉観光協会
委 員	大曲 明	行政嘱託員（塩田地区）
委 員	峰 敏和	行政嘱託員（嬉野地区）
委 員	光岡 和子	嬉野市商工会
委 員	下田 美穂子	嬉野温泉旅館組合
委 員	田中 由美子	肥前吉田焼窯元協同組合
委 員	森 和義	佐賀県農業協同組合
委 員	永末 須賀子	嬉野市民生児童委員協議会
委 員	古賀 信枝	嬉野市教育委員会
委 員	中村 篤史	嬉野青年団
委 員	小笠原 康人	学識経験者
委 員	村上 大祐	公募委員
委 員	吉川 博光	公募委員
委 員	江口 英俊	公募委員

嬉野市総合計画後期基本計画

平成26年 3月

発 行 佐賀県嬉野市

編 集 嬉野市企画部 企画企業誘致課
〒849-1492

佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲 1769 番地

電話 0954-66-3111(代表) FAX 0954-66-3119(代表)

ホームページ <http://www.city.ureshino.lg.jp>
